

平成24年9月13日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（16名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
総合支所長 兼地域生活課長	佐藤 広志 君
総合支所町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長 兼総務課長	横山 孝明 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君
監査委員部局	
代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君
選挙管理委員会部局	
書 記 長	佐藤 徳憲 君
農業委員会部局	

事務局職員出席者

事 務 局 長

阿 部 敏 克

次 長 兼 総 務 係 長
兼 議 事 調 査 係 長

佐 藤 孝 志

議事日程 第3号

平成24年9月13日(木曜日)

午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 一般質問
 - 第 3 議案第82号 南三陸町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 4 議案第83号 東日本大震災による被災事業者に対する財産の無償貸付けに関する
条例制定について
 - 第 5 議案第84号 町有林樹木の売払いについて
 - 第 6 議案第85号 町有林樹木の直営精算事業代行委託について
 - 第 7 議案第86号 教育委員会委員の任命について
 - 第 8 議案第87号 人権擁護委員の候補者の推薦について
 - 第 9 議案第88号 平成24年度南三陸町一般会計補正予算(第4号)
 - 第10 議案第89号 平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
 - 第11 議案第90号 平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 - 第12 議案第91号 平成24年度南三陸町介護保険特別会計補正予算(第2号)
 - 第13 議案第92号 平成24年度南三陸町病院事業会計補正予算(第1号)
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

定例会3日目でございます。本日もよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において11番及川 均君、12番鈴木春光君を指名いたします。よろしくお願いたします。

日程第2 一般質問

○議長（後藤清喜君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告7番、高橋兼次君の一般質問が途中でありますので、昨日に引き続き自席での発言を許します。高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） おはようございます。昨日に引き続きまして一般質問を進めたいと思います。

きのう、2件目の質問におきまして答弁をいただきました。その答弁の中にですね、建築工法というようなものを質問したわけですが、答弁は丈夫なものをつくるんだと、耐えられるものをつくるんだと、そういうことでしたが、私が質問の趣旨はですね、その丈夫な耐えられるつくり、そのつくり、そういうつくり方のどういう方法を取り入れるのかと、そういうことですので、町長、もう1回工法というものをご存じであればお願いします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 工法、今いわゆる免震あるいは制震、そういった工法のことをいうのか、ちょっとわかりませんが、基本的には鉄筋コンクリートづくり、あとは在来工法による木造住宅を考えてございます。

ただ、実際に建築の際はですね、一旦地盤調査をした上で、その地盤調査の結果に基づいて場合によってはくい基礎も考えてやることになろうかと思っております。場所によっては切り土盤

を主軸としますが、鉄筋コンクリートですとくいを打たなきゃならないという部分も想定されますので、一定の盛り土地盤にもそういった中で安定した支持地盤を得られる工法を選択してまいります。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） そういうことなんです。コンクリートでやるのか木造でやるのか、あるいはコンクリート・木造組み合わせでやるのか、今さまざまな工法があります。皆さんお聞きになって耳にしてるかと思いますが、2×4とかダブルRPCとかさまざまあるんです。それをどれを使うのかというようなことであつたわけでございます。

それです、住宅の整備の考え方といたしまして、これまでは地震・津波・台風等の天災、さらには火災、その辺を重視した住宅の考え方であつたろうと思っておりますが、今回は津波に関しては、高台移転というようなことで、一定程度これはクリアできるのかなと。これからの考え方は地震と火災を重視したつくりになるのかなと私は考えているんですが、町長はどう考えておりますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 火災は、ある意味個人の皆さん方の注意喚起というのが必要だというふうに思いますが、いずれにしましても今回高台でございますので津波の心配はないという場所に建築をいたします。その分の心配は、一つ除外できたというふうに思います。

いずれ、あとは自然災害ですね、大雨等あるいは土砂崩れ、そういったものにちゃんと対応できる場所、そういうふうなことを意識しながら建設を進めていくということが肝要だと思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） そういうことですね、最近ですね、これから重視しなければならないことについて、最も強いと言われるような工法が注目されてきたわけでございます。その工法はWPC工法、あるいはNWP C工法というものが最近注目されてきているわけでございますが、この辺、町長ご存じでしょうか。この工法はですね、いわゆるコンクリートのパネルの組み合わせによってつくるものであると、箱型工法とも呼ばれておるわけでございますが、ダブルというのは、余り英語は得意ではございませんが、ウォール、いわゆる壁です。Pはプレキャスト、あらかじめつくっておくと。そして、Cはコンクリートでございます。それで壁をですね、順次工場で作って現場に輸送して組み立てていくと、そういう工法が最近注目されてきておりました、阪神大震災のときの調査の結果、495棟建てておつたそうで

すが、全部無傷と。それから、新潟の中越地震においても、これも無傷だったと、そのようなすぐれた工法が今出てきたわけでございます。そして、また防音、断熱、振動にもすぐれておりまして、現場打ちのコンクリート工法、この倍の強度があると、そういうことも実証されたようでございますが、施工者は町でございます。委託をされます、業務委託をされますUR等々にこういう工法を提案することができないのかなと。もしそういうことが提案できるのであれば、今後何十年と住民の皆さん方には入っていただくわけですので、より丈夫で安全な建物を建てるべきだと、べきであろうと、そう思っておるわけでございますが、その提案ができるのかできないのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 提案できるかという部分については、当然参考にして提案をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、恐らくパネル工法ですと工期短縮という部分も期待されるものであるという認識もいたしております。そういった中で将来的に町として計画でもお示ししておりますが、従来の1戸を2戸に改善する、将来的に改善するという、戸数を減らして1つの戸数当たりの面積を将来的には大きくするとか、そういったことも考えてございますので、そういった部分で総合的に検討してみたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 今、後でですね、今課長が述べた一部を、またさらに提案しようかと思っておったんですが、いずれにしても最近はいろんな技術が開発されまして、そういうものそういうものと出てきておるわけでございます。この建物の倒壊に大きな影響を持つということはですね、固有周期、いわゆる揺れの周期ですね、地震の揺れの周期と建物の揺れの周期が一致した場合が最大の被害を生む、このような実験の結果ですか、こういうものも出ているわけでございます。そのとき出るのが共振というような現象が起きるんだそうでございますが、こういうものが起きると想像を絶するような被害が出てくるんだというような研究結果が出たようでございます。

また、そのWPC工法では、この揺れの周期は0.16秒だそうでございます。大地震の揺れの周期というものは0.6秒から1.2秒が大体多いんだそうございまして、その周期、時間的に差があるために一致しにくいと、共振が起きにくいというような結果も出ているようでございます。さらに、今課長が言いました建築工期ですか、期間、これも相当開発によりまして短縮がなされたというようなことで、今回の我が町の住宅計画においては採用すべきである

うなど、そういうふうに強く思うわけでございますので、今後いろいろと協議の上ですね、取り入れていただきたいなど、そのように思うわけでございます。

それからですね、次に現在、省エネが推進されているわけでございますが、公営住宅にも太陽光発電のパネルを設置してはいかがかと、そういう考えは緊急時の場合に備えても必要かと思っておりますが、その辺の町長の考えはどうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前の議員さん、山内昇一議員の質問の際にもお答えをしましたが、公営住宅あるいは公共施設、そういったものには太陽光発電そのものを考えているということで答弁してございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 太陽光発電もさることながらですね、県の住宅整備指針にもあるわけでございますが、少子高齢化社会に対応するというところで、子育て世代を対象にした部屋の仕切りを変更できるような、そのような設計。あるいは収納スペースを十分にとると、生活の年月が進めばいろいろと物もふえていくわけでございますので、収納スペース等もかなり必要になってくるのかなというようなことで、効率のよい設計というものを今後提案していただきたいんでありますが、それはできますかね。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） いずれ今先行地区の名足、入谷地区の基本的な考え方について整理させていただいているところでございますので、町としてこういったプランがいいんじゃないかという部分については、機会を見てお示しをさせていただきたいというふうに思います。

先ほどの太陽光の部分については、町長から採用するというところでお話をさせていただきましたが、特徴のある災害公営住宅の整備ということで、環境配慮型ということで町として当然のごとく太陽光の設置については検討しております。

それと、あと多様な間取りといいますか、そういった部分については、平時の、一番最初の防音の問題、そういったものもございまして、それは少し検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） ぜひですね、これからどんどんと計画が示されていくんだろーと思っておりますが、今後に向けて欠かせないものは見逃すことなく取り入れてやっていただきたいと、進

めていただきたいと、そのように思っております。

工夫を重ねて建築設計によりましてですね、入居者には快適な生活を送ってもらう、そういうことが定住につながるんだろうと思います。また、人口流出にも影響もあるんじゃないかなと思いますので、ひとつその辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それからですね、進捗状況、若干前者の質問にも答えは、お答えいただいておりますが、まずもってこれを進めていく上で、十分に専門職といいますか、技術職員、技術職員もさまざまあるようでございますが、本当にその職に合った、精通した、そういう職員の確保はできているのかどうか、その辺をお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 現在45名おりますけれども、そういった復興事業推進課あるいは建設課からの事業の進捗状況に応じて建設職、土木職あるいは用地専門の職員ということで、そういった要望に沿っていろんな各団体にお願ひしてございますので、現段階ではそういう技術職、十分とは言えませんが、確保されているのではないかとこのように思います。

それから、あと今後条例改正もございますけれども、特に当町の任期つき11名採用しますけれども、これは民間のコンサルなりあるいは登記事務所なり、あるいはまたそういった市区町村の登記事務をやった方々等、11名採用予定でございますが、そういう中で今後高台移転等も含めて用地登記事務が膨大になりますので、そういった事業の進捗状況に応じてそういう技術職の採用をしてみたいというふうに思っています。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） まだ若干不足しているような感じも受けているわけでございますが、今課長が申すとおりの、いろんな手続等これから山積みになるわけでございます。その中でけさも報道にありましたが、派遣職員の痛ましいといえますかね、そういう事故も起きておりますので、いろいろと派遣職員についての環境というものを考慮しながら任務につかせていただきたいと、そういうふうに思っております。

それからですね、県外に、県外の市町村におきましては、なかなか住宅建設も進まないというようなことで、スピード感のある民間の企業が新築した集合住宅あるいは一戸建て住宅の買い上げ・借り上げ、そういう計画も立てているようでございますが、我が町においてですね、これからの進捗状況を考慮した上でそういう考えは、あるいはなかなか進まない場合にそういう考えはあるのかなのか、そこはどうなっているのかお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 買い上げ、民間からの買い上げ、買い取りも含めてなんです、計画を3月に策定する際に町内のアパートを経営している方々に一通りヒアリングをかけた経緯がございます。なかなかですね、こういう本町の場合の土地条件を見ますと、どうしても造成から入っていかなければならないということで、アパート経営としても成り立つのかどうなのかというところに懸念を持っている事業者が多いようでございました。ましてですね、今回災害公営住宅を建設するという事は、新しい住居が構えられるということになりますと、今後の部分も含めて非常に慎重な意見が多うございました。そういった中で現在のところは買い上げあるいは借り上げ、そういった部分は視野には入れてございませんけれども、民間がいち早くそういった手だてを講じるということであれば、おくれる部分の一端を担うとか、そういった部分については、今後の検討課題かなというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） いずれにいたしましてもですね、この業務のおくれというものは、今いろいろと懸念されている人口の流出等々に大きく影響するわけですので、できれば予定より早く、これは大変難しいことですが、早くというのは、予定よりね。そうなるような、一日でも早く入居が可能になるような進め方をしていただきたいと、そう思っておるわけでございます。

それから、今回の地震によりましてですね、残った住宅、相当残っておるわけですが、地震の影響もかなり強かったことも踏まえて既存の建物の耐震の検査とかそういうものの考え、今後どう進めていくのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご心配の点だと思います。耐震化の問題については、順次進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 順次ということは、ある程度計画立てているんだろうと思いますので、あえていつそれとは聞きませんので、これは不備なくやっていただきたいと、そう思います。

それからですね、この住宅の、公営住宅のことにに関してですね、今、住民がいろいろと意見といいますか、いろんな話を出しているのが伊里前地区の公営住宅計画であります、住民から細分化というといろいろと数多くというような考え方にもとらわれがちでございますが、現在、中学校裏に1カ所というような計画であるそうですが、これを2つないし3つぐらいにできないかと。いわゆる今伊里前の高台計画は2カ所に絞られてきたわけですが、

できればその2カ所に分けてもらえないかと、そういう声が強まってきているわけですが、その辺の考え方はどうですか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 実際そういったお話、直接伺ってもございます。基本的には25程度という一つの団地形成の数が確保できるかどうかという部分がまずは第一の基本になってくるかというふうに思いますが、中学校裏の防集団地と併設する災害公営住宅の規模も小さくなりますと一団の団地形成がそれでいいのかという議論も正直いってしなければならぬかと思えます。そういった部分も踏まえてですね、検討を加えていきたいなというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） よろしくその辺は願いたいと思います。まさにコミュニティ重視の観点から物事を考えれば、当然その条件もある程度整っていったような感じもいたしますので、そこは住民の意見をよく取り入れてもらいたいと、そう思います。お願いします。

次にですね、児童生徒の避難道ということですが、今回の大震災で我が町は3つの小学校と1つの中学校が浸水あるいは流出、半壊となってしまったわけですが、現在そういう中で子供たちは決して十分でない教育環境の中で生活を送っておるところでございますが、小学校中学校いずれ再開されることになるわけですが、この子供たちの緊急時のときの避難道の確保・整備というものは優先されるべきであろうと思えますが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 学校にいるときもそうですし、それからあとは通学の時間、時間帯ですね、そういう道路からどう避難をさせるのかということについては、今お話ありましたように大変重要な問題だというふうに認識をしております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この中でですね、今回は名足小学校のことについて質問したいと思います。

名足小学校は、今年から改築整備が始まりましてですね、来年の2学期までには再開の方向で進める、進めたいというような担当課の考えでおるようでございますが、父兄の中には再開しても避難道が確保されないうちは心配で登校させられないというような声も大分高まってきております。以前から校舎、名足小学校の校舎裏の道路の利用計画等々もちらほら出て

おったようなわけでございますが、その辺の計画はどうなっているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 名足小学校の避難道というご質問でございますけれども、まずもって避難する場所が、まだこちらとしてはつかんでおりません。当然避難道つくとすれば避難する広場等を設定して、そこを最短距離で結ぶというのが基本的な考えになるかと思えます。その中で学校裏にございます名足小学校線、町道でございますが、現在、幅員が3メートルから2メートルというかなり狭うございます。その中に何とか子供たちが安全に迅速に避難できるような道路ができないかと今検討はしております。延長が350メートルほどございまして、地権者も10名ほどおります。内々ではそれぞれご相談を申し上げておりますけれども、まだいろんな状況がございまして、まだご理解はいただけないという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） そうなんです。避難道つくるとはいいいんですが、その前に考えなければならぬのはどこへ、どこからどこへ避難させるかと、避難先を確定の上で道路を設定していくと、そういう考え方が基本になろうかと思えますが、この辺は前々から話も出されておったようなわけでございます。今回は名足小学校は避難所にもなっておったわけでございますが、その避難所も想定外の津波で被害をくったというようなことで、当時の担当者、指導者の好判断といたしますか、はるか奥のほうまで敏速に避難をさせたというようなことで1人の被害者も出なかったわけでございますが、この際にもですね、今、課長が答弁したように幅員が狭い、幅員が狭いというのちょっとおかしいかと思えますが、道路の幅が狭いというようなことで避難に大変苦労したと、誘導するのに苦労したと、そういうような経緯もあるわけでございます。その辺も父兄の方々大分聞いておるようございまして、とにかく安全を担保できないうちはというような声も高まってきておりますので、できるだけ早目に進めていただきたいと思います。

それで、今、地権者というような話も出ましたが、地権者は、聞くところによりますと割と協力的といたしますか、そのように私は受けているんですが、問題があるというのはどういうことなんでしょうかね。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現在の道路、かなり昔の道路なものですからカーブが小さかったり

いろんな縦断勾配の問題がございます。今回改良するとなりますと、その辺の解消も図らなければならないということがありまして、地権者が持っているイメージと我々が求める姿が若干違いがございます。その辺の合意ができてないという意味でございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） これはいろんな問題はあるだろうと思いますが、ぜひこれは進めなければならない、そういう問題でございますので、余りにも時間をかけ過ぎないように。今、地権者、いわゆる人間ですよ。人間は誰しも感情持ってるわけですから、なかなかこっちは協力しようかなと思っていてもさっぱり来ないというような状況もあるわけですよ。ですから、かみ合わない点をよく整理して、そして計画をですね、詳細に説明をして、そして理解をもらおう。協力もらおう。役所、役所は高い目線から物を言うというか、決してよろしくないのではないのかなど。やはり低姿勢で、お願いするんですから低姿勢で、やっぱり話を進めていくと、こういう考え方が必要であろうと思いますが、どうでしょう、課長。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いつも低姿勢でお願いに行っておりますので。

ただ、基本的にですね、新しい名足小学校、被災した学校を修繕をして再開をするということで地域の方々、それから保護者の方々とお話し合いをさせていただいて、あその場所で再開をしていただきたいというお答えを、要望をいただいたわけでございますので、町としてもその方向でいってます。基本的には、被災を一部受けてるわけでございますので、そこで子供たちが勉強をするという場所になりますので、当然避難道ということについては、当初から我々としては考えてございました。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 何回も言うようでございますが、とにかく早目に進めていただきたいということでございます。

それから、この道路に関連いたしまして、この道路の関連、地権者の中には高台計画を、移転計画を計画なさってる方も含まれておるわけでございます。この道路の計画の進捗状況によって、その高台移転の計画に影響を与えるようなことにもなりかねませんので、その辺を十分考慮した上で早急に進めていただきたいと。

いずれにしましても、いろんな問題、一つの物事を進めるには多少のリスクは、これはつきものでございます。その辺をクリアいたしまして子供たちのために、そしてまた今高台移転、かなり進められておりますが、早急な進行を町民は求めているわけでございますので、なお

一層努力をしていただきたい、こういうことをお願いいたしまして質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 以上で、高橋兼次君の一般質問を終わります。

通告 8 番、鈴木春光君。質問件名、1、高台移転と国道のあり方、避難道の造設は。2、町内小中学校の統合再編について。3、脱原発と新エネルギー政策について。以上 3 件について鈴木春光君の登壇発言を許します。12番鈴木春光君。

〔12番 鈴木春光君 登壇〕

○12番（鈴木春光君） おはようございます。12番は議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。本日で3日目でございます、前者あるいは昨日の同僚議員等の質問事項と重複部分もあろうかと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

なお、できるだけ視点、角度を変えまして質問いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

質問方式は一問一答方式でございます。質問事項「高台移転と国道のあり方、避難道の造設は」ということで町長にお尋ねいたしたいと思っております。

南三陸町志津川地内被害地の高台移転候補地の宅地造成などのはかどらない見方から仮設住民、被災者に焦りあるいはいら立ち、それが町から離れることにあるのではないかと、つまり町外への人口流出と移住がふえているからであります。

高台移転と最もかかわりのある国道45号あるいは398号は、既存道と道路への土盛りあるいはかさ上げだけで将来に禍根を残すようなことがないだろうか、好ましい理想と言える道路の姿ができるのかと、あるいはさらにいまだつくりたい避難道の必要性はどう考えているのかを伺うものでございます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、鈴木春光議員の1件目のご質問にございます高台移転と国道のあり方、避難道の造設についてお答えをさせていただきたいと思っております。

国道45号及び国道398号は、志津川市街地における主要幹線道路であり、市街地中心部の産業拠点、商業・観光拠点等を通過して沿道利用の促進及び拠点性の向上を図る南三陸町の新しい復興まちづくりに資する道路として国あるいは県へ要請し、都市計画変更による道路の再配置を計画をいたしております。

この市街地の2路線のほか県道志津川登米線の変更は、都市計画道路として決定権者であります宮城県において、9月6日に開催されました県都市計画審議会の審議を経て同意を得て

いるところであります。

いずれの道路も車道幅員の考え方として災害時の消防、救助活動や避難時の自動車の乗り捨ても想定し、救急車両と自動車による車両によるすれ違いが可能である幅員8メートル以上を確保する計画となっております。したがって、南三陸町震災復興計画の交通網の再構築に掲げてありますように災害時の緊急輸送、搬送や県内外との広域的な交流、流通などを確実に支える交通網の再構築が実現されるものと考えております。

また、安全かつ円滑に移動が可能となる避難路の必要性は十分に認識をしており、志津川市街地においては、高台造成など新たな土地利用展開にあわせて住まいとなりわい、にぎわい場所を結ぶ安全かつ利便性の高い地域内道路の整備を促進するため、市街地で新たに造成する3カ所の高台住宅地を結ぶ復興拠点連絡道路や高台避難道路の新設を行います。

なお、今後も引き続き災害時の広域的避難道路として緊急患者を高度医療機関へ迅速に搬送し、また命をつなぐ物資を搬送することができる三陸縦貫自動車道の早期整備の実現に向けて国へ働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ただいま町長から答弁をいただいたわけでございます。45号も398号も幹線道として国県へ要請してあると、さらには9月6日の都計審で了承も得ているというようなことでございます。高台と絡めてのご質問をしておりましたので、既に高台の関係におきましては、高台移転におきましては、防集事業によりまして、その候補地、高台移転の候補地予定も着々と進んで、既にお話もされてありますけれども、歌津地区8カ所、志津川7カ所、戸倉地区5カ所、計20カ所が決定されたわけでございますけれども、お尋ねの町内の3カ所、高台移転3カ所が取りつけ道のお尋ねをしているわけでございます。

もちろん国道からどういうふうに取りつけ道路がなされるかでありまして、東地区あるいは中央地区、西地区等町区は一応高台移転の分はあるんですけれども、それにどういうふうに45号に結びつけるかであります。都計審でお話しされたことも若干お話しされましたけれども、それというのはやっぱり高台移転と道路というのは非常に大切なことでありまして、それが国道45号の場合には、市街地大半通るわけですよ。町の真ん中を今まで通っていたわけです。そういうところが、果たしてかさ上げとか、あるいは土盛りとか、あるいは今までの工法でやってきた堤防等々で大丈夫なのかと、本当に。

と申しますのは、ご存じのようにあの大津波はそういう道路、そうした道路を全て壊滅状態にまず壊し、押し流してしまったということがあります。つまり、志津川町は20メートルか

らの、20メートルを超えた箇所は4カ所も5カ所もあったわけですよ。そういうところで果たしてせんだってあった戸倉を初めとする8メートルや6メートルで果たしていいのかなという思いからこの質問をしているわけで、その点はどういうふうに今回取りつけ道として45号のかさ上げなり堤防なりとあわせてですね、その取りつけ道がどうなっているのか、その辺をお聞きしたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今次災害ではなくて、ご案内のとおり防潮堤も含めてそうなんです、レベル1と言われる津波に対応するということをごさいますして、そういう防潮堤の高さを設定しておりますし、あるいは45号あるいは398号等々につきましても、そういうふうな考え方の中で、まあ方線若干ずれてございますが、そういう中で決定をさせていただいてるということでございます。

いずれ45号、一番高いところでは12メートルという高さになりますし、それから内陸に行くにつれてだんだん低くなっていくというふうな状況でございますので、ひとつご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） つまり既存の45号、398号から路線変更をしないで、それをかさ上げして、それを高台につなげるというような解釈でいいでしょうか。それが果たして大丈夫なのかということなんですよ。

と申しますのは、都計審にかかってあるのは建設課長からちょっとご指導いただいたんですけども、398の変更箇所は既存道をかさ上げして行ってカーブするというか、そういう鋭角地点を結局直して通りやすくするんだというようなことですから、現在走っている道路をそのままいくのかなというような認識なもんだから、それで果たして本当に大丈夫ですかということのお尋ねでございます。この辺をどういうふうに考えているかお聞かせ願いたいなと。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 都市計画の変更図面、この間お持ちになってですね、その話をご相談受けたんですけども、あくまで平面図ですので盛り土が実際された形での計画になっておりますので、現在の高さであのような路線変更するわけではございませんので、先ほど町長が申し上げましたとおり最大で12メートルのかさ上げを道路全体をいたしますので、かさ上げをした中での線型の変更でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 12メートルのかさ上げということは、町内を襲った波は平均して15メートル以上はいつてるかなというふうに思います。そういうことの中で果たして車が逃げ切れるかどうかというのが問題なんですよね。

そういうことで、あるいは工法等々でどういう工法を使うのかわかりませんが、従来の工法であれば今回のような大津波、大地震が来た場合には完全にまず壊れるんだというようなことが目に見えるわけですから、その工法等々は従来と違ってあるものか、その辺は大丈夫だということをご説明いただければ。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほど町長が申し上げましたとおり、今回は今次津波に対応する部分ではなくて、あくまでもL1対応ということで防潮堤、その他を考えております。当然国道につきましてもそのような考えのもとに今計画を進めているものと理解をしております。

それで、今次津波に対応する部分につきましては、ハード面・ソフト面両面を組み合わせ対応するという方針を決定しておりますので、当然通行車に対する津波の情報というものにつきましては、それぞれ市街地に入る前に情報盤等を設けて進入する車を防ぐという対応をとるように今考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） そうした現在の工法はすばらしいものであるというような理解をせざるを得ないんですけども、とにかく大変な被害だったということだけは記憶にとどめて、それに対応すべきだろうというふうに思います。

45号、つまり町の部分等々においては都計審でも了解もらったし、つまりそういうふうにつくるんだということですから、歌津の市街地の歌津地区の市街地のこととですね、それから398号の、戸倉地区の398号も同じような工法でつくられるのか、その辺はどう考えておられるのか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 歌津地区の45号取り付けにつきましては、きのう震災復興事業課長よりご答弁させていただいておりますので、その内容に変わらないということでございます。

それから、戸倉地区の398号につきましては、災害復旧事業で原則原形復旧という形で当面復旧をさせていただきまして、地域の交通を確保したいというふうに考えております。

それから、それ以降の今回の津波の反省のもとに今後できるだけ高台移転を有機的に結べる路線の選定につきましては、ただいまそれぞれ協議をしている段階という状況でございます。

す。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） これは町として、つまり45号でも398号でもまちづくりに欠かせない中心、結局道路でございます。あるいは産業道路としても欠かせないものであろうかと思えます。そういう中であってですね、今の既存道路よりも、にけるよりも決まってしまうから言うんでなくて路線変更というのは、つまりルート変更というものができないのかなというふうな思いなんです。例えば戸倉の398号、戸倉地区の議員さん方ともたびたび話はあるんですけども、あのままでいいのかと。つまり戸倉地区に通ずる道路が6割方、7割方が浸水、流出、壊滅状態であって、あるわけですよ。

それから、高台移転ということで仮設住宅等々もずっと、例えば波伝谷の仮設住宅等々はずっと高台にあって、そこまで上っていくのも容易でない箇所につくられているときに、あの壊滅状態を見て、またそこへかさ上げして、「二度あることは三度」でチリ地震津波あるいは今度の東日本大震災でああいうような状態になったときに、本当にルート変更でもしなければ、また3度目がやってくるというような心配がないのかということですよ。

このルート変更ということは、例えば高台移転と兼ね合わせたことでできないものかどうか、あるいはそういう考え方を国から、国に述べてきたのか、そういうことがあったのかなかったのかということ。これは南三陸町で全くこういうことを繰り返してはられないから高台にルートを変更してほしいという話をお願いしなかったのか、つまり言いなり複文という国の方針どおりだったのか。その辺ちょっと、非常に難しいことだと思うんだけど、町長はそういうことをお願いしてこなかったのか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっとご理解をちゃんとしていただきたいというふうに思うんですが、何回も繰り返しますが、398号につきましては、現道の分については原形復旧という形の中でやります。その後、高台移転が進んでいきます。当然高台移転が進んでいけばそちらのほうに398号の法線が変わっていくということですので、そこはひとつ、鈴木議員がおっしゃっていることと同じことを私言ってるんです。今はとにかく原形復旧をして、本格復旧をするときには高台移転のところへ道路を回していくと、そういう考えでございますので、ひとつちゃんとお理解をお願いできればというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 前者にはただいまのように答弁してあったかもしれませんが、今

何回もという言葉ですよ、聞き逃した分もあったかもしれないけれどもね、そういうようなことを考えてやったほうがいいんでないかと。つまりは新しいルートは住民生活の安全性の生活道路として使う、あるいは現在の復旧している398号は戸倉の場合は浜のほうが、浜作業が多いわけですから作業道として従来のまま使うというような形にすればですね、安全性が確保されるんじゃないかなという思いから伺っているわけでございます。そういうようなお願いをしてあるということであれば、それに向けてひとつ努力していただきたいなど、そんなふうに思います。

次に、避難道のことについてちょっとお尋ねしておきたいと思います。

何人かの方々が避難道避難道っていうことで考えておりますけれども、いまだその形が見えてこないわけでございます。なぜ私は再三この避難道のことを話しするかということはずですよ、やっぱり高台移転する前に避難道というものはつくっておく、あるいはその予定地を高台移転始まる前につくっておいたほうがいいんでないかなというふうな思いからです。

つまり、皆さんご存じ、最近の、これがもしということの中で8月の6日に入谷地域で集中豪雨っていいですか、すごい時間雨量、50ミリ、70ミリの水が出て一気に水が出た経緯がございます。あのまま1時間もしたらば志津川町の市街地にまた被害をもたらしたのかなというような思い。それから、例えば8月31日フィリピン沖で起きた地震と津波情報です。日本列島太平洋沿岸に津波注意報が発令されて、町防災無線でも放送された経緯がございます。さらには9月1日防災訓練で大沢線あるいは石泉線の訓練もありました。従来のままで、まだ避難道がつくっていないというときにそういう災害を想定した場合に、仮に車で通行していた人、あるいは集会等々で被災箇所にいる場合、やっぱりアリーナに例えば抜ける道路が1本でなくして2、3カ所まずつけておくとかということが始まっておいてしかるべきじゃないかなというような思いでございます。そういう考え方から、この避難道について私は述べているんですけれども、そのことについてはどういうふうに考えられているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 一般質問の途中ですけれども、答弁は休憩後に行いたいと思います。

ここで暫時休憩をいたします。再開話11時20分といたします。

再開は、11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ご質問いただきました避難道でございますが、多分町道の大沢線のことだというふうに理解をしておりますけれども、現在、高台移転の計画の中で高台移転地を結ぶ道路計画を作成をしております。多分この路線と機能的には重複するものというふうに理解をしております、そちらのほうで今ご質問いただいている内容については機能すると思っておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 質問の方法も変えていきたいと思えます。

避難道の問題なんですけれども、大沢あるいは石泉線だけではないわけなんです。奥尻を調査に行った時の話でございますけれども、あそこは地震があつて3分後に津波が来て、12メートル電信柱に、皆さんも記憶があると思うんですけれどもワカメ、コンブがぶら下がっていたこともあったわけです。その奥尻では50メートルあるいは100メートル範囲で高台に上がるようにしているわけですよ。階段で上がるどころ、あるいは軽自動車並みの車が通れる箇所、そういったものをつくっているからそういうことが高台移転、造成が始まる前につくっておくべきではないのかと。それはつまりは例えばさっきも申し上げましたけれども、31日にフィリピン沖で起きた地震で津波騒ぎがあつたわけです。もしあれが50センチでなくて5メートルの波が来たとき、どこに逃げつかということを想定した場合に、避難道ということがいかに必要かということを私は問うているわけです。だから、いま少し危機管理意識、そういったものを執行当局では考えてほしいなというふうに思います。そこをわかったら、いま一回道路関連で語り残しのないようにご答弁いただきたいなと、こういうふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 明確なご質問でございますので、明確にお答えさせていただきます。鈴木議員がおっしゃるようになりますね、高台に避難をする道路ということについては、我々としても認識をいたしてございます。そういった面につきましては、我々も積極的にやっていきたいというふうに考えておりますが、いずれさまさまな計画がございますので、その辺はひとつご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 次、2件目に移らせていただきたいと思えます。町内小中学校の統合再

編についてということで町長並びに教育長にお尋ねをいたしたいと思います。

昨年3月11日の東日本大震災から1年6カ月、被災した小中学校施設の早期再建・復活が望まれるわけでございます。子供たちが安心・安全に学べる校舎の提供とあわせ、仮設校舎でなくさらなる再編統合を検討すべきと考えるが、町長そして教育長の考えを伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、町内小中学校の統合再編というご質問でございますが、今回の震災によりまして、ご承知のように学校教育施設につきましては、大変甚大な被害を受けました。戸倉小学校、中学校と名足小学校の3校の校舎が使用できない状況となりましたことから、現在、町内において併設という形で学校運営をしているところであります。子供たちが安心して学べる教育環境を整えるべく、その復旧作業に鋭意取り組んでいるところでありますが、本来の学校運営に戻るためには、なおそれ相応の時間を必要とする状況であります。

再編統合を検討すべきというご提案でございますが、議員ご承知のとおり旧志津川町の通学区域を1中3小学校に再編統合するという方針は現在も同様でありますことから、適正規模での学校経営ができるよう意を用いているところでありまして、現在それに向けて具体の取り組みを行っているところであります。

なお、学校の再編統合につきましては、教育委員会の権限事項となりますので、現在における検討状況について教育長から答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） それでは、引き続き私のほうから答弁させていただきます。

施設の復旧と再編統合の2点についてのご質問でございますが、まず施設の復旧状況につきましては、校舎が完全に水没し、全壊となりました戸倉小学校につきましては、戸倉中学校裏の西側高台への移転新築という方針で進めております。完成までには今後4年ないし5年の期間を必要とする状況であります。一方、名足小学校につきましては、現地での復旧ということで現在設計作業に当たっているところであります。平成25年度内には復旧工事が完了する見込みとなっております。

さて、学校の再編統合、いわゆる通学区域の再編の問題であります。ただいま町長が申し上げましたとおり、旧志津川町の通学区域を1つの中学校と3つの小学校にするという教育

委員会の再編方針は、合併後の南三陸町教育委員会におきましても、その方針は継続することが確認されております。第1段階としての再編は、既に完了しております。今課題となっておりますのは第2段階の戸倉中学校と志津川中学校の統合であります。統合時期の判断はあくまでも生徒数の状況によるものとしておりましたことから、今般の震災の影響によって相当数が他の地域に転校された現状を客観的に捉まえましたときに統合すべき状況であると教育委員会として判断したところであります。

ご承知のことと思いますが、既に統合の方針は戸倉小学校、中学校の保護者の皆様にお伝えしているところであります。震災がその要因であるとはいえ、突然の統合方針の説明となってしまったことから保護者の方々から大変戸惑いの声が多く聞かれました。地域から学校をなくすということは、とても大きな問題であることは間違いありません。

しかしながら、中学校としての学校運営は、ある一定の規模であることがより有効であるとの判断からこれまでも学区の再編を行ってきた経緯があります。戸倉中学校と志津川中学校の統合につきましては、今後も保護者あるいは地域の方々に、なお一層ご理解いただけるよう丁寧に説明をしていくつもりでございますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ご親切な詳細にわたってのご答弁、大変ありがとうございます。こう申されますと何も言うところが、次に質問するところがないんですけれども、せんだって、つまりさきおとといの「戸倉中の統合見直し」ということで実は新聞を見て、このことが町長あるいは教育長の日程等々にあつての開催されたものであったのか。もちろん日程等でそういう計画があつたんだと思ひますけれども、余りにも新聞記事を見て町長の考え方が委員会と全く考え方を異にするような答弁が掲載されてあつたものですから、これがつまり教育委員会、3月に説明をしてあつた、まあ6カ月もたつてゐるわけなんですけれども、それでいきなり統合の話になつたというようなことが掲載されてあつただけけれども、その予定が9月の8日に本当に組まれてあつたものかどうか、まずもってそいつ聞いておきたいと思ひます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 先般の9月の説明会につきましては、実は3月の23日に保護者の皆様に学校統合の方針についてご説明させていただきました。それで、それ以前に今後の戸倉小学校・中学校について教育委員会としてのはっきりとした方針を示してほしいというふうな、そういう要望がありましたので、定例の教育委員会を開きまして、その場で先ほど申し上げましたような戸倉小学校の新築移転、それから戸倉中学校の従来からの方針であります学校

統合について教育委員会のほうで話し合い持たれました。それを受けまして3月に保護者の方にその方針を説明したわけでございます。その後、その話し合いの場で教育委員会だけでなく町長さん、それから関係の方々に集まっていただいて、そしてその場でまた話し合いをしたいというふうな、そういう申し出がありました。それでその日程につきましては、町長さんの日程だとか、あとは4月にですね、善王寺から来たばかりでしたので、その間にいろいろと引っ越し作業だとか、それからあとは子供たちの活動だとかPTAの活動だとかありまして、いつやろうかというようなことで、こちらのほうで日程調整がなかなかできなくて、それで9月ということで日程を設定させていただきました。という経緯でございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 9日の新聞見る限り、何かしら執行権を有する立場の人たちの推進歩調が、つまり足並みが何となく乱れているんでないかなというふうな感じを受け取った読者がいたのではないかなと、そんなふうに思います。つまりこうした大事な再編統合等々にありましては、連携プレーの必要性というものが、なぜとられていなかったのかということでございます。つまり学校なくすとか建てるとか統合するとかっていうことは、子供たちにとりましても、あるいは父兄にとりましても、地域にあってもこれは大変なことであることは、私も経験している一人としてこういうことがやっぱり常に町長部局、教育部局連携した話し合いが必要かと思ったわけでございます。この辺は十分連携プレーがとられておったことでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども答弁でお話をさせていただきましたが、町といたしますか、教育委員会の考え方、鈴木議員篤とご承知のように旧志津川町の1中3小学校という方針については、これは何ら違いはございません。

ただ、これまでも統合に向けての地域の皆さん方と、例えば平成19年には藤浜小学校、平成20年には清水小学校と荒砥小学校、それから平成21年には入谷中学校とそれぞれご父兄の方が、保護者の皆さん含め、それから地域の皆さんに何回となく足を運んで説明をしてきたという経緯がございます。これは鈴木議員もご承知だと思いますが、そういった中で今回の戸倉中学校の問題につきましては、地域の方々に丁寧に説明をするという機会が全くなかった。そういう意味では、やはり唐突というふうにとられてもしようがないということでございますので、もう少し地域の方々、地域から学校がなくなるというのは地域の皆さんにとっては大変つらい、寂しいものがございますので、地域の方々にしっかりと丁寧に説明をする時間

をとったほうがいいのでないのかと、それが私の見解でございまして、最後に繰り返しますが、1中3小学校で進めていくという方向については、何ら変わりはありません。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 1中3小の方針等々については、何ら変わってはいないということでございます。さきにも何回か質問等々でお話をいただいておりますから、その辺は理解してあるつもりでございます。

ところで、さっき教育長から戸中は、戸倉小学校は壊してしまいました。新しく建てなければならぬと思います。これは四、五年はかかるだろうということでございます。さらに、戸倉中は浸水半壊しているわけでございます。校舎がそのままのようでございますが、どう建て直すのか。校舎、戸倉中学校の校舎のあり方ですね、これから改築するのか、小学校と同じに……（発言者あり）はいはい。それで、結局その新聞報道によれば父兄はあくまでも1中3小のことは余りに置かないようなんですよね。その懇談会のときは。説明会のときは。であって、今こうしてお尋ねをするんですけれども、父兄はプレハブでもいいから、あるいは生徒数が少なくともいいから残してほしいんだと、存続してほしいんだというような話が新聞記事に掲載されてあるわけです。そういうことからすれば、その願いも果たして委員会なり町側としてどういうふうにしていくのか。つまりあくまで1中3小の方向で進めたいと思うということの変わりはないということでございますけれども、将来は推進、1中3小に向けて推進していくんだということでありましたし、それから町長は何回かのさきの答弁では生徒数の推移を見ながら統合の時期は検討したいというようなことは、今回の一般質問でなくて、さきからですよ、例えば質問があったときに言ってただけけれども、生徒の推移は入谷の中学校が統合したときと、ほぼ近い線になっているんですよね。そうした場合には、やはり統合へ何とか地域の人たちの思いもわからないわけではないんですけれども、やっぱり考えたほうがいいかなという思いをしたわけでございますが、この辺は1中3小に向けて、生徒数に向けですよ、1中3小、生徒数が減少した、それに向けて考えるならば早急な対応策も必要かなというような思いがするんですけれども、この辺の考え方はどうなんでしょう。先ほど教育長が述べた四、五年かかるというよりも四、五年仮設……（発言者あり）この辺、じゃ中学校の関係で言うてみて下さい。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前の入谷中学校が統合したときは、多分生徒数48だったと思います。ある意味そういった形の中で人数が減ってきて子供たちの部活動も含めてですね、なかなか思

うように子供たちが活動できない。であるんだならば、統合して思い切っているような活動が展開できるほうがいいだろうということで統合のお願いをさせていただいて、入谷の地域の皆さんにもご理解をいただいて、平成21年に統合という方向になりました。今戸倉中学校も被災という状況でございますが、人数、それを若干下回っている状況でございます。今後も下回っていく方向だろうというふうに思います。そういった中で先ほど来お話ししておりますように1中3小学校の方向性ということは我々も示してございますし、そういう方向で我々も取り組んでいきたいというふうに思っております。それは何ら変わりはありません。

ただ、先ほど来お話ししておりますように、繰り返しますが、地域の皆さんにこれまで一切この統合の問題について説明をする機会が全くなかったということがございますので、ここはやっぱり丁寧にしていかなきゃいけない、そういうことでございますので、ひとつご理解をお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） なぜこの問題を出したかといいますとですね、こういうことを私感じたんですよ。9月の2日に志中の運動会にご招待をいただいて競技を見させてもらったんですけども、入中が統合して3年目でございますけれども、皆一緒になって共同精神といえますか、そういう、あるいは友情、あるいは信頼性、そういったものが演技の中ですばらしく感じ取ったんですよ。本当にその活躍している姿を見てうれしくも思いましたし、このように育っているだなというような、そういう姿を見たとき思ったことはですね、戸倉の中学校が別な会場で運動会を開催してるわけですよ。同じ屋根の下で勉強、借りた仮設教室であっても同じ屋根の下でやっていて、そういう別個な競技会場を設けなければならなかったのかなど、そういう思いがしました。

それと、一番は、子供たちが一番大切なとき、つまり感受性の高いときにそういうような分離行動が南三陸町の将来にとって、これは好ましい学校生活ではないなど、そんな思いをしながら見てまいりました。

そういうことからすれば、やはり先ほどの答弁にあるように震災後の中学校の生徒数は年々減少しております。24年だけ入谷の小学校が統合したよりは上回っているんですけども、その後は入谷の統合時の生徒数よりも、児童数よりもはるかに少なくなっていく状況が調査の結果わかっているわけなんですけれども、そういうときにあって、やはり特に震災を受けた後の心情のときに、そういう共同の精神とか友情とか信頼とか一番ありがたく感じる年代

ですよ、中学校といえば。それが将来につながるんですよ。将来につながるそういうときに、どう子供たちを育成していくかということ、やはりこの運動会を通して私は感じ取ったんで、このことを、言わんともいいことかもしれないけれども、子供たちのためではないなど。あるいは将来の南三陸町のまちづくりのために今そういう共同の精神を育んでおかなければならないときでないかということをも思っただけです。あえてこのこともつけ加えて話をしているわけでございます。

こういうことがどういうふうに関心されておったか、教育長に答弁いただくかな。済みません。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、鈴木議員から運動会をごらんになっていただいて、入谷の地域の子供たちと志津川地域の子供たちが本当に一体となって運動会やっていると、大変よかったというお褒めのお言葉をいただきまして私も胸をなでおろしてございます。そういう感受性の高い時期、あるいはまさに青春真っただ中の中学生の子供たちをそういう中で育んでいくというのが大変重要だという今お話をいただきました。全くそのとおりだと私も思います。

ただ、私もこれまで学校の統廃合に3回、4校かかわってまいりました。今回で5校目です。この間に私も地域に何回も足しげく通って地域の皆さんのお話をいただいたときに、必ず出てきた言葉が「少人数学校だってやれるじゃないか」と、「少人数学校の悪さがどこにあるんだ」というお話をずっと言われてまいりました。入谷中学校のときも同じようなご意見を地域の皆さんからたくさんいただきました。そういう中で子供たちの将来のために何とか統合に応じていただけないかというお話をずっとさせていただいて、そして何とか入谷中学校が志津川中学校と一緒に、そしてそれから3年たって今鈴木議員がおっしゃったように一緒になってよかったという、そういうお話をいただいて胸をなでおろしてございます。我々も1中3小学校の方向は堅持をしながら、しっかりとその方向性を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 鈴木議員さんのお話しされたことは、私もそのとおりだと思います。

ただ、1つだけですね、ここで確認させていただきたいんですけれども、現在戸倉中学校と志津川中学校はそれぞれ独立した学校でございます。ただ建物の中が一緒だということでございます。したがって、各学校では各学校の特色を土台にしたカリキュラム、教育内容を考えております。その中の1つに学校行事もあります。当然運動会とかがあります。した

がしまして、それは年度の計画の中で進められてきていることですので、今回は戸倉中学校とそれから志津川中学校は、運動会は別の会場で持たれたということでございます。

それから、多感な子供たちの心情面につきましては、同じ校舎の中にいますので、学校行事だけでなくいろいろな形で接する機会があります。その中でともに同じ学校で学ぶ子供たち同士の友情や信頼というものは築かれていくのではないかと考えておりますので、その辺ご理解いただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 教育長がおっしゃるように学校方針あるいは教育方針というものは基本条例で恐らく定まっておりますから、当然そういう学校行事の中での運動会だったと思えますけれども、やはり私は私なりに考え、受けとめた中でただいま述べたような、先ほど述べたようなことが言えるんじゃないかなと、そんな思いを語ったわけでございます。

それと、もう一つ、学校を建てるには文化庁等の財源確保のための予定といいますか、そういったものがあられると思うんですけれども、そういうことが年数を隔てた場合と早急に取り組んだ場合等ではどういうふうになっていくのかなというような思いで、この点もお尋ねしておきたいなというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 学校の復旧ですけれども、これは国の災害復旧事業ということで行いますので、これが早いとか遅いとかそういった時期ですね、補助の額とかそういったものが変更されることは一切ございません。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） いろいろ思いをお尋ねしてみたわけでございますけれども、前向きに1中3小に向けたご答弁が町長からもありまして、小学校の学校を建てるにしても、あるいは統合再編するにしても一日も早いやはり対応策があってしかるべきじゃないかなというような思いと、そういう子供たちの、将来の子供たちのために、ぜひ早めて対応されるようお願いをいたしまして2番目の質問を終わりたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 12番、時間が中途半端になりますので、ここで昼食のための休憩をしたいと思います。再開は1時10分といたします。

午前1 1時52分 休憩

午後 1時08分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 3件目に入らせていただきたいと思います。質問事項は脱原発と新エネルギー政策についてでございます。質問の相手は町長でございます。よろしくお願いいたします。

福島原発第1号機を初めとする爆発が、国民の大半が福島原発事故後、原子力政策を根本的に転換したほうがいいんじゃないかと求める声が大きいわけでございます。脱原発の考えを聞いておきたいと思います。

また、それはまだ拭い去ることができず、汚染処理、瓦れき処理、風評被害で人命を苦しめ、社会生活に大きな影響を及ぼしているということでございますから、脱原発の考えとそれにかわる新エネルギー政策の考えを伺っておきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、鈴木春光議員の3件目のご質問、脱原発と新エネルギー政策についてお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり天然資源に乏しい我が国におきましては、近年、原子力発電重視を推進してきたところでございます。しかし、昨年、東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故により、政府ではこれまで原子力発電割合50%を目標としていたところを白紙に戻し、太陽光発電等の自然エネルギーの開発を重視し、現在の発電比率9%を20年代の早い時期に20%に引き上げる目標を表明しております。現在、国内の17原子力発電所には50基の原子炉がありますが、目下のところ関西電力の大飯3号機と4号機の2基を除いて全て定期点検のため休止中であります。

福島第一原子力発電所事故は国民生活を初め日本経済等に甚大な影響を及ぼす事態となり、これを契機に全国的にエネルギーに対する関心が高まっております。これまで我々が享受してきました便利な生活の低下を受け入れることができるか、経済の停滞を招かないか、あるいは原子力発電を確かに安全なものにするか、代替電力の見通しが立っていない中、非常に判断が難しい問題でありますことからさまざまな問題について議論と検証を行い、結論を採り出ししていくことが肝要だというふうに考えております。

現在、原発問題は政府が国民に意見を聞きながら議論を重ねておりますが、これらの結果を注意深く見守ってまいりたいというふうに考えております。

新エネルギーにつきましては、山内昇一議員のご質問にもお答えをいたしました。木質パ

バイオマス利活用に係る実証調査や太陽光や風力発電等の再生可能エネルギー利活用事業の当町における事業性や経済性、民間活用を含めた実施体制等について検討をすることといたしてございます。

また、まずは公共施設を中心に太陽光発電設備と照明のLED化を進めるとともに、補正予算でお願いします住宅に対する太陽光発電設備の補助制度を創設し、新エネルギーの普及促進を図ってまいる計画でございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） お答えのように原子力発電、全国50カ所あるようでございます。これの原子力発電を町長は脱原発というふうに考えておられるのかのお尋ねで、ただいまの答弁でございました。それとそれにかわる新エネルギーということでお答えのように、大震災以降、日本でも自然エネルギーへの期待が高まっているところでございます。当町においてもソーラーシステムの土地好評等が今きているとのお話、あるいは既にソーラーシステム化している家庭もあるわけでございます。風力発電、水力発電等々あるわけですが、このいずれを自然エネルギーへの取り組み、きのうはきのうの答弁としてですね、持続可能な自然エネルギーを中心に、いかに強固な分散型システム構築に取り組んでいかれるのか、町の取り組みの考え方を、まずもってお聞きいたしたいなと、そんなふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町としてできることはほんのわずかでございます。太陽光発電とかそういった分野を積極的に取り入れるということになりますが、基本的にはそれはエネルギー全ての消費量の中でのごく一部に過ぎないというわけでございますので、エネルギー政策、再三申し上げておりますように国としてどう方向性を定めるのかということが非常に重要だろうというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） せんだってというよりも1カ月ほど前に新聞に掲載されてありましたけれども、昨日山内議員にも述べられておられるように、町では木質バイオマスエネルギーということで推進協議会を設立いたしまして、その委員長に町長が選任されてあるということと、さらに当町の産業の主軸をなしている農林・水産・観光・商工関係団体が、その組織体を立ち上げたというようなニュースを聞いておるわけでございますけれども、非常に結構なことで、これをどの程度進めていくのか、この点についてお聞かせいただきたいといます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 協議会をつくりまして、あくまでも今検証実験をやってございます。そういう中ですね、どれほどまでに活用できていくのかということを含めて、その協議会の中で検討させていただくということの趣旨でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） まず、とりあえず検証だというようなお話でございますけれども、その推進方にやっぱり本気になって取り組んでいただきたいなというような思いがいたすわけでございます。それは当町は山林が豊富でございます。山林資源が豊富でございます。要するにバイオマスエネルギーとしての資源が豊富であるということと、それを活用した一般家庭の暖房施設、もちろん公共施設、さらには農業の再生復興というようなことで園芸ハウスにも使用できるんだというようなことが報じられてありますので、ぜひそういうことを早めて施設等々が建設される前に、そういうものを建物が建てられて電気なりあるいは化石燃料等々でするんでなくて、ぜひその組織を立ち上げた木質バイオ等々でそういうものの活用をいかにしていくかということを考えながら進められたらいかかなというような思いの中で、町長は本気になってやっぱり取り組んでいただきたいなと、そんなふうに思いますが、そういう公共施設、例えば病院です、あるいは学校です、そういうものにも活用できるとすればですよ、活用できるとすれば燃料費等々で非常に効率よくできるんじゃないかと、そんな思いがいたしますので、その辺をどう取り組んで、どう進めるか、本気の度合いをひとつ聞かせていただきたいなと。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 山内昇一議員にもお話ししましたように、この事業については今検証実験をスタートしてございますので、本気の度合いはもうスタートしてるということでお受けとめただければというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） なかなか本気に取り組んでいても形としてあらわれるのは時間がかかるわけございまして、そういうものが組織をただいまのところ立ち上げただけであって、いかに施設等々にもですね、利用、利活用できかるということからすれば形としてまだ見えてこないということで、ただ組織を今のところ立ち上げたんでございますけれども、何年、検証ってということだけでは試験度合いが見えてこない、例えば園芸ハウスなら園芸ハウスを考えた場合に、既に電気の施設あるいは化学燃料で暖房をとるというようなことで始まっては

いるんですけれども、バイオマス燃料で暖房をとった場合には、その費用が半分、つまり50%にも及ばないんだというような実験結果も出ているわけですから、そういうものを早めてやらないと復興する、例えば農業なら農業関係でハウス施設を建てた場合に、既にそういう施設をやってしまった後にこれがいいんじゃないかという形ではだめだということで、ぜひそういう施設栽培等々に活用できるということになるんだならば、既にハウス施設を建てたところもあるんですけれども、そういう人たちに試験あるいは検証をしてもらう試験補助としての活用もいかがかなと思うんですけれども、小規模等々でしかその実験をやっていないもんだから、これがちょっとね、目に見えない、あるいはそういう導入が図られないという結果につながるもんですから、そういうところを早めて知らせておくということも必要でないかなというふうな思いがいたしますが、そういうことは既に、例えば農業に使う場合にはどこそこをもって今試験検証をしているんだというような形にはならないでしょうか。そういうような推進の仕方はやっていないのでしょうか。いないとすれば、やっぱりやってもらう必要性があるんでないかなというふうに思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） きのうも山内昇一議員にお話ししまして、協議会を立ち上げてまして、そして木質バイオマス利用に係る実証調査事業を既に実施をいたしてございます。それから経済性とか事業性とかを今やってる事業の中で検証していくということでございますので、やってないんでなく、協議会だけ立ち上げたわけでなくて、そういう事業を実際に始めてるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 山内昇一議員にもお話ししたということでございますけれども、山内昇一議員の質問ともまた私の質問は違っていると思うんですよ。ここまで考えて質問しているわけですから、それは前者は前者として、やっぱり質問に対しての答弁をしていただかないと納得がいかないということが言えるんじゃないかなというふうに思います。

さてですね、実証調査といいますかね、そういうものについては、これはペレット製造による新たなエネルギー源としての話でございます。そういうことで、どこで何ぼそれ何ぼ検証というか調査というかやっておられるんですか、これは。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） この事業は23年度の事業を繰り越して24年度の事業でただいま実施しております。緑の分権改革の実証事業という補助事業で行っておりますけれども、ペ

レット燃料を使うということで基本的には冬期間での暖房の用に供する燃料ということでございまして、昨日、町長が山内議員の質問にお答えはいたしておりますけれども、モニター調査の募集をいたしましたところ、現在一般の家庭で19世帯、それと事業者については12事業者、そのほかあとは園芸で使われる方もおられますので、園芸の事業者が2業者、一応申請が上がってきております。これらの方々に受託事業者が直接整備したペレット燃料の製造機かペレット燃料を供給しながら、今年度の事業ですけれども、その一定期間での利用率、利用割合等を測定の上ですね、ペレット材料として事業者が業して成り立つのか、今後とも安定供給ができるのかということ測定しながら、最終的にはこのエネルギーの協議会ができておりますので、そちらに報告をいただいて、その報告をもとに町としてもこの事業を推進していく方向性があるのかどうかということを最終的に判断していきたいといった事業でございまして、利用の方向性については、一定の理解は示しておりますけれども、果たしてそれが事業者として本当に業として成り立つのかどうかというのが一番ポイントとなるところでございまして、その辺を見越してこれからこの事業を進めていくことになろうかと思っております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） お答えの事業者の12というのは、例えばどういう事業者がただいま実証してるというか、始めているんですか。申し込んだだけという形になりますか。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 既に事業者は決定しております、活動を展開しております。アマタ持続可能経済研究所、この業者が受託して事業を行っております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） そのアマタというのはどこの人なんですか。それは南三陸町の方なんですか。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 本事業の委託事業を受託している事業者がアマタ持続可能経済研究所でございまして、京都にたしか本社がある事業所でございまして、現在南三陸町にも事業所を構えてこの事業を展開していただいております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） そうした前向きな、つまり自然エネルギーの開発に取り組んでおられるということはまことに好ましいことであろうと、こういうふうに思います。ぜひ推進方を大

いにやっていただきたいと思います。

さらに、一つ提案というか、聞いてもらいたいことはですね、水戸辺の在郷に建設中の18ヘクタールにも及ぶ工場敷地があるんだそうでございますけれども、ここの瓦れき処理施設をですね、自然エネルギー再生施設として利活用はできないもので、これをどういうふうに、瓦れき処理だけで終わるのかどうか、この辺ちょっと聞かせていただきたいなど。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 戸倉地区の廃棄物の処理施設でございますが、ご承知のとおり県に委託をして行っております事業で、計画では平成25年度末で事業が終了するというところでございまして、民有地を借り上げてつくっている施設でございまして、当然その期間が終了後には地権者の方にお返しするというところでございますので、今のところは、その事業終了後にはあの施設は全て取り壊して撤去をすると、そういう計画になってございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） なぜこういう提案するかというとはですね、もちろんただいまお答えのように25年度には瓦れき処理が終われば撤去するんだということでございますけれども、つまり160億、たしか160億もかけた施設だったと思いますけれども、そういうあれだけの施設を自然エネルギーとしての活用ができないものかどうかなど、しかも何ぼ委託事業としてやったものにしても当町としてそのものを活用する、つまり今までクリーンセンターで、例えばですよ、クリーンセンターでやっている生ごみ等々の処理までのエネルギーに変えられる施設ではないかなというふうな思いですけれども、そういうものが生かされないと、せっかく160億もかけて県に委託したということだけで当町としての考え方は、はっぱりねんねがなというふうに思うんですよ。どうなんだと、今からはそういう資源活用によるエネルギーの創出、エネルギーの活用といいますか、そういうものが今世界的にあるいは全国的に注目と期待を持っているわけですから、そういうものに向けた考え方はないでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、前提となりますのは地権者の皆さんの考え方でございます。基本的にはあの土地は2年ということでお借りをいたしておりますので、その後はもとに戻してお返しをするというのが賃貸のときの約束事でございますので、地権者の方々がその2年たった後にどうお考えになるかというのが第一義だというふうに思います。

ただ、焼却のプラントにつきましては、あれは撤去せざるを得ないんだろうというふうに思います。しかしながら、そこに木質バイオマスの発電の機械もございまして、そういうも

のについてはですね、可能性としては考えられるというふうに思います。ただ、繰り返しますが、地権者の方々のご判断というのが非常に大きいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ぜひね、こういうことを進めて地権者とも相談しながらやってもらったほうがいいんでないかと。つまり工場団地としてあれだけの敷地造成をして機械を入れたものですから、そこに生まれてくる雇用というものも将来的には大きいものがあるんじゃないかなと、そういうようなことでこうした提案をしてあるわけですが、委託をしたんだからということだけでなくして、この後町でも金がかかる、そういう産廃あるいは生活等々の残廃そういうものを生かせるものにしていったらばどうかというふうに思います。結局瓦れき処理が終わっても山林資源がたくさんあるということですから、そういうことを考えていただきたいなど。

最後にですね、時間が来たようでございますから、ちょっとお願いしておきたいと思いますが、一般質問あるいは常任委員会、そして特別委員会等々で審議・論議したことを、もっと復興に役立てるように進めていただきたいなど、そういうふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 以上で、鈴木春光君の一般質問を終わります。

通告9番、小山幸七君。質問件名、漁港、船揚げ場、岸壁（物揚げ場）の今後の見通しは。以上1件について、小山幸七君の登壇発言を許します。9番小山幸七君。

〔9番 小山幸七君 登壇〕

○9番（小山幸七君） 9番小山幸七は議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。一般質問もきょうで3日目、ラストワンとなりましたので、ひとつどうぞよろしくお願いいたします。

質問の相手、町長。質問事項、漁港施設、岸壁、船揚げ場、漁獲物揚げ場等復旧工事の今後の見通しは、です。

要旨として、昨年3月11日に東日本を襲った地震、大津波は既にご存じのとおり、その破壊力を示すように猛威を振るい、陸上は道路、鉄道路線、高層建築物、全ての建物、そして何百年と年輪を重ねた大木、長年先祖から生活の糧として耕してきた田・畑、全ての財産、何百人という町民までも奪い去りました。海上にあっては、全ての養殖施設はもちろんのこと、海上に浮かぶ島までも沈めてしまった。海岸の防波堤、各漁港、岸壁、港湾の全ての施設は跡形もなく大破、壊滅し、多大な被害をもたらし、その光景、そして自然の恐ろしさに居残る全ての町民は啞然と立ち尽くすのみでありました。

あの日から1年半が過ぎましたが、港湾におきましては、応急的な小面積のかさ上げ工事、海上養殖施設の一部が復旧したものの、スケジュールだけはメーカーキングされておりますが、その他は一向に改善されず、復旧・復興のための工事は進んでおりません。6月下旬の葦の浜漁港、荒砥漁港に続いて8月下旬にはばなな漁港、津ノ宮、水戸辺漁港、そして平磯漁港などは入札があり、事業決定したのでありますが、ほかの港はいつ入札、いつ事業が始まるのか。災害復旧工事発注予定表を見ますと11月までには契約を済ませ、12月からは工事期間に入るようになっておりますが、3月25日までの工事期間には完成するのでしょうか。しないとします。これでは漁民の方々のいら立ちは隠せません。多くの漁港の今後は順調に入札が行われるのでしょうか。伺います。

先ごろの報道機関によりますと、なぜか入札に参加する業者は極端に減少しているとか、このことに関しましても、もちろんこれは広範囲な陸上施設の工事に関することも含めてとは思いますが、沿岸漁港施設に関しては南三陸町だけの工事ではなく東日本大震災に遭われた県内近隣市町、石巻市、気仙沼市、女川町とどこの漁港も一斉に復旧工事が始まるので土木会社の数が足りなく、工事開始のおくれが見込まれます。また、工事期間におきましては海上の、特に冬期間は海上の気象状況の変化にも左右され、長引くことを懸念するところがございます。

いろいろな事情を考えますと、果たして今年は昨年のワカメに加え、カキの水揚げなども予想されます。漁獲量は当然多くなり、港も盛んになることと考えられます。発注予定表どおり漁港施設復旧工事が進むのかを伺うものであります。

以上、登壇からの質問といたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、小山幸七議員のご質問、漁港、船揚げ場、岸壁（物揚げ場）の今後の見通しについてお答えをさせていただきます。

町では、水産業の復興のため水揚げを最優先として復旧工事を実施をしております。本年度は漁民の皆様の水揚げに直接かかわる物揚げ場の復旧工事をこれまでに、ばなな漁港の名足地区、中山地区、馬場地区、そして葦の浜漁港、荒砥漁港、津ノ宮漁港、平磯漁港、水戸辺漁港の6漁港8地区において、既に事業に着手をいたしてございます。

また、10日に入札をいたしました田の浦漁港と、石浜漁港、稲渕漁港、館浜漁港、寄木漁港、滝浜漁港、藤浜漁港の7漁港での工事請負締結について、後日、本議会開会中に追加提案をさせていただきたいと思っております。

港漁港、細浦漁港、清水漁港、長清水漁港、寺浜漁港の5つの漁港につきましては、現在積算等の作業中でありまして、10月中、来月中には入札に付したいと考えております。

船揚げ場の復旧工事につきましては、全ての漁港の物揚げ場工事を発注した後に速やかに復興工事の発注ができるように準備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 今、町長から順次各港の復興工事の予定を伺いました。これはやはり拠点漁港とその他の漁港は同じような推移で、日時的にもですね、それと工事の内容などは同じ港の施設などを同じレベルでもっていくのでしょうか。伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 2種漁港、いわゆる県管理の部分につきましては、既に発注済みでございます。今私どもお話しさせていただいてるのは町管理、1種漁港の分でございますので、順次先ほど言いましたように発注をして事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

なお、ちょっと補足あれば建設課長のほうから答弁させます。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 先ほどいろんなニュース、あるいは漁協関係者の方に言いますと、拠点漁港は歌津には菰の浜と泊ですか、泊は2種ですから、ばななですね。ばななど、それと志津川地区では荒砥と津ノ宮ですかね、拠点漁港になってる、そこはこの前は気仙沼のほうの唐桑舞根港でも大分問題になって拠点漁港並みに整備をするというようなあれがあったんですが、当町としては第1種漁港19は全て同じようなあれでやれるわけですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当初は確かに4漁港につきましては、拠点漁港という位置づけで優先的というお話があったように記憶しております。ただ、現実的に地元を回りますと拠点漁港とそれ以外の漁港の差というのは実際はないわけでございまして、どの漁港も当然地域にとっては大事な漁港だというご意見をいただいておりますし、町もそういうふうに考えておりますので、制度的にそういう色づけをしたとしても復旧工事に関しては色づけができないと、皆さん同じような進捗状況でもっていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） それで、町長、この前歌津で移動町長室があった際に、菰の浜の漁民の方が要望あるいは懇談した際に、24年度の半ばまでには菰の浜漁港はでき上がる、あるいは

完全に修理をさせたいというようなことを言ったらしいんですけども、本当でしょうか。

それで葦の浜の漁港の皆さんは、もう少し早く始まると思ったのだと言ってるんですけども。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 発注ということでお話をさせていただいたと思っております。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 何でもですね、発注と工事に取りかかるのとは大分差が、時期的に差が出てくると思うんですけども、町民の方々は町長の言葉、一言一句あるいは動作、一挙手一投足を本当に確かめながら聞いておりますので、しかしそのようなミスもあると思います。それでそこで私もわかりましたけれども、土地の方々は異口同音に、なに町長は6月につくってくれるっつうのにいまだにできない、それで私は10日に行ったんですけども、9月の10日ですね、そうしたらもう6月に入札があって大体70日たってるんですけども、葦の浜の漁港そのものは事務所だけができて、あと重機もないし何もそぶりが見えてないと。来年になると忙しくなる、できれば本年中に、まあいろんな面にこれは言えることなんですけれども、高台移転にしても何にしても早いほどいいわけです。先ほども同僚議員が言っておりましたけれども。ですから、特に漁業のほうは冬季になりますと荒天になってきましておくれるので早くやってもらいたいと、そういう要望なんですけど、葦の浜のところは今全然重機もなし、はかどっていないんですけども、その点担当課長は何日か足繁く行って、1カ月、2カ月以上たってもこの状態だと。あるいは工事関係者、部落の方々に説明とかしたほうがいいと思うんですけども、知っておるんですか、その進行状況を。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 葦の浜の皆さんには移動町長室の後にですね、建設課長が行って直接説明をさせていただきます。だから、私がすぐそのときにやるとかというのは多分地域の方々、ちょっと誤解があるんじゃないのかなというふうに思いますが。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） その点は聞き違いだと思います。それで今私が言うように荒砥のほうもですね、6月に入札して、その翌日からスタートして来年の3月25日までとあるんですけど、やはり同じように全然今70日もたって工事の始まる様子もないといって地元の人たちは全て同じことを言われるんですけども、早くやってくればいいのに遅くなると、混み合うとお互いに狭いところ行き来するので、ある面では事故、トラブルにもなるんじゃないかと、

そういうことを懸念してるわけですけども、そのおくられている、70日たってもまだ手がついてないというのは何かあるんでしょうか。向こうの都合とか、あるいはどういうためなんでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 両地区とも請負業者を含めてお盆過ぎに全ての工事、これからの工事スケジュールも含めましてご説明を申し上げております。それで、請負業者と申しますか、通常の工事にしても契約をしてすぐ現場に重機を持って行って工事するというのは、まずございませぬので、当然安全管理、それから工事の仕方を全て関係する警察とかそういうところと協議してから工事着手しております。今回の場合は、特に漁業活動をしながら工事をしなければならないという部分があったので、業者のほうにはその辺支障ないようにやれる工法とっていただきたいということで検討させていただいております。それで業者の1つの案が出ましたので、お盆過ぎに各地区を回らせていただきまして、業者のほうから直接漁民の皆様にご説明をさせていただいたという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） やはりこういう工事と申しますと、今課長が言われるように事前のいろんな協議あるいは視察があると思いますが、終われば終わったですぐ使用が、地元の方は終わったらあすからでも使用したいというような意気込みなんですけれども、やはり検査があったりですね、いろいろ後始末があるんで、その点も日数がとられますから、できるだけ早くというようなことを申し上げておりました。

それと、次にですけども、業者の足りないというのは別に支障がないんですか。そういう工事ですね。というのは、7月の末ですか、これはちょっと陸上のほうなんですけれども、細浦地区の国道の舗装工事やっていた方々の話ですと、やはり業者が足りなくて広島か神奈川県から来ておったですね、その業者が言っておりましたけれども、ある程度期間があるから私ら応援に来てこうなんですと申しておりました。期間内には終わったようなんですけれども、これは国土交通省でしょうけれども、そういう点において漁港施設をやる場合に業者の不足というのは考えられないんですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 短期間に多くの工事が発注されますので、必ずしも十分だとは言いきれないと思います。

ただ、当然請け負った業者につきましては、期間内に責任持ってやっていただくということ

でございますので、それぞれいろんな下請なり連れてきまして対応してるようでございます。
今のところこれまで契約した部分につきましては、足りないということは聞いておりません。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） そうすると契約どおりに行えるということは3月31日、今年度中には完成すると思われてよろしいんですね。そのように言って。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 平成24年度予算でございますので、年度内完成、当然目指していくということで業務を進めているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 次にですね、物揚げ場の仕様について伺います。仕様というのは要するに模様がえとかですね、設備についてなんですけれども、先ほど拠点漁港とは別に区別せずに一緒にやるというお話ですが、例えば物揚げ場、岸壁をつくる際に今漁民の高齢化が進んでおります。それで1つはですね、岸壁の取り付け方法はどうなるかわかりませんが、岸壁にステップをつくってもらいたいと、干潮時に船の乗りおりが大変なのでステップをつくってもらいたいと。

また、もう一つは歌津の各港には揚荷機、クレーンがついているんですが、志津川地区の港にはクレーンがない、それでそれをこの際備えつけてもらいたいと。歌津の場合は13基あったのが、この津波で全部流される、あるいは壊されまして8基が今応急処置をして使用しているそうです。3基は流されて、あるいは全壊したので、これは今後岸壁をつくる際にその設備としてつくってもらう予定。また、寄木に至っては新設してもらおう要望出してるんですが、志津川地区のほうにはそのような揚荷機を取りつける、あるいは岸壁にステップを取りつける予定はないんですか。お伺いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 高齢化が進んでいるのでタラップ等の設置ということでございますけれども、これまで設置されてあった場所につきましては、原則復旧をするということで今考えておりますし、あと造設につきましては、地域の皆様とご相談させていただきたいというふうに考えております。

それから、クレーンにつきましては、大変申しわけないんですが、漁港のほうではなくてこれは地区のほうでつけておりますので、漁協さんのほうとご相談いただければというふうに考えております。

ただ、その場合、地域の負担もございますので、地域の皆様と十分協議しながら漁港管理者としても相談に乗っていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） このクレーンについては、私震災前に階上、気仙沼市の階上地方の漁港に行きましたら、やはりクレーンがついておりまして、それに重量計までついておるんですね。それのおかげで70歳代の夫婦の方がコンブの養殖をやっておりまして、年間1,000万の出荷をするんだそうです。それでクレーンに助けられると。

ただですね、高齢ですのでシルバー人材センターからの派遣の人を頼んでるんですが、それが1トン幾らかキロ幾らで、時間じゃなく刈り取ってきた量のトンでペイメントするんだそうです。そしたら自分の乾燥したでき上がりと刈ってきた量とがちょっと合わない場合も生じると。それはやはり計量機つきですから5キロのものを10キロ、あるいは7キロと誤差があるのかわかりませんが、よその港ではそういう進んだ計量機つきのものまでであるということです。

それで、やはり今までのようにですね、要望がないからつくらないとか、あるいは今までそれがなくともやってきたからつくらない、やっぱりそういうようなやり方では進歩も発展もないわけですよね。やはり漁民とある程度話し合いのもとにいろいろ工夫して快適に作業できるような方法を考えてですね、ある程度設備投資は仕方ないと思うんです。どんな会社であっても設備投資をしないで、リスクのないところにリターンはないわけですから、いろんな方法を講じてやっていけばいいんじゃないかと思います。

いろいろそのような要望もありますが、今回は最初からつくり上げなければならない、あるいは修理、補修していかなければならないというところでもありますので、いろんな意見を聞きながら、そして設備をされることを望んでおります。

この岸壁のステップなどは、課長、知っておりませんか。これ、つくらなければだめだっちゃあではないんですか。高さにも、岸壁の高さにもよるんですけれども、大きいところは京阪神は5メートル、6メートルあるんですが、必ずあるんです。ステップが。海中転落、ということが起こるかわかりませんので、こちらのほうは余り高くもないし、そういう規定がないのかなと思ったり、やはり作業によってはクレーンも必ずついてるところもあるんですけれども、そのステップなんかはそれほど厳しくないんですか、なくともいいんですか。そういうことを聞いたことありませんか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） タラップの取り付け基準というのがあるかどうか、私はちょっと存じませんが、とりあえず今議員がおっしゃるように海中転落等があった場合ですね、陸上に上がるすべがないということで、基本的には今両端に設置をしているという状況でございまして、ただ接岸する場合にそれが支障になる可能性もございしますので、いたずらに何メートルごとということでは今考えてはおりません。

それから、クレーンにつきましては、実は漁港事業では設置できない部分でございしますので、そういう意味で漁協さんのほうと相談をしていただきたいということでございしますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） そうすると、ステップはLになってる船が直接接岸する場所でなくサイドのほうにつくることは可能なんですね。つくろうと思えばですね。

それと、表に余計出さずにやるような方法もあるようですけれども、なるべくこの際ですから各港にあればやはりつくったほうがいいと思います。

それとですね、やはり今の岸壁あるいは物揚げ場でもこういう施設をつくるいろんなことに対しては、各港の漁民の全てが要望していることでもありますので、必ずつくっていただきたいと思います。

それと、最終的には予算になるんですが、いつもお話ししておっても、皆さんの言うことはわかる、つくってやりたい、しかし予算がねえって言われるのがたびたびございまして。そのように言われますと、その先は万事休すで幾ら説明しても納得してもらえないところが多分にあると聞いております。

しかし、今回は、昨日ですね、平野復興大臣が来た際に懇談会何分か持っていただきました。その際に開口一番、平野復興大臣は「当町は水産業の町です。漁港に必要なものは何でも早くつくってください。予算は多目に出します」と言われました。そこですかさず佐藤総務課長は復興大臣に「おかげさんで町の予算以上に600億用意してもらいました」ということをお礼を言いましたけれども、私も本日一般質問でその漁港に対して質問する予定がありましたら、1つ聞こうと思いましたが、復興大臣がですね、漁港に関してはこのように出してやりますとはっきり言っておりますから、当町の佐藤町長もそれに見倣って予算を多目にとっていただけるものと思ひまして何も質問しませんでした。それで私はいろいろ長々くどくど同じことを2回も3回も言いましたけれども、最後は全て復興大臣の一言に尽きると思いますので、町長、その点をご理解いただいてよろしく申し上げます。

これで私の質問を、ジ・エンド、サンキュー・サーです。ありがとうございました。

○議長（後藤清喜君） 以上で、小山幸七君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。再開は2時25分といたします。

午後2時08分 休憩

午後2時25分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第82号 南三陸町職員定数条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第3、議案第82号南三陸町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第82号南三陸町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災からの復旧復興事業を遅滞なく推進するための人員を確保するに当たり、必要な措置を講ずるため関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、議案関係資料の4ページをお開きいただきたいと思います。町長部局の定数を226名から280名に改正をさせていただきたいと、こういった内容です。

定数条例につきましては、3月定例会で188名から226名に改正をいただきまして半年経過をしてるわけですが、現在の職員数と今後の動向ということでご説明をさせていただきたいと思いますけれども、現在、27の自治体から45名の派遣職員をいただいております。それで今後高台移転の本格化に伴いまして、特に土木・建築の技術職、そしてまた用地事務の増

員を図りまして、できるだけ早く事業を推進したいということで、これまでもそうでしたが、他の自治体に10月以降の派遣について町長初め要請をしてまいりました。そしてまた町独自のということで任期付きの職員等の採用を進めてまいりました。

そういうことで、今後の職員の予定でございますけれども、10月1日から他の自治体から9名、9名決定をしております。新しく4自治体から新しくおいでいただきますし、現在おいでいただいている自治体からも増員が図られ、9名が10月1日からふえるということになります。

それから、新聞等でご承知かと思いますが、東京都のほうで任期付きの職員を採用いたしまして、9月18日から5名、9月18名から5名当町のほうにおいでいただく予定になってございます。

それから、町独自で任期付きの職員を募集いたしました。これは主に用地関係の事務でございますけれども、過般、最終的に決定をさせていただきまして11名、町の任期付きとして採用を決定いたしました。その中で2名の方が現在の仕事柄、来年の4月1日でないとは赴任できないということで、10月1日からそのうち9名の方がおいでいただくことになってございます。

それから、本町の上級職、これも2名、来年度採用予定でございましたが、そのうち1名が10月1日から前倒しして勤務してもいいということになりましたので、本町の上級職を10月1日から採用いたします。

そのほか、現在4名、他の自治体に依頼中でございますが、まだ最終的な決定はいただいておりますが、4名の方が恐らく9月中に決定をされるだろうということで、9月中に28名が新たに決定あるいは一部内定してございます。

それから、来年の1月1日から宮城県のほうでも任期付きの職員を募集いたしまして、当町のほうで9名お願いしてございますが、これが予定どおりかなえられますと来年の1月1日には新たに9名ということで、年度内に最終的には37名程度の増員が図られると。

それから、来年の4月1日でございますけれども、新規町の職員、初級で8名採用の予定です。間もなく1次試験始まりますけれども、現在29名応募ございますので、何とか8名合格してくればいいなというふうに思っています。

それから、先ほど申し上げました上級で2名採用した、そのうち1名が来年4月1日から採用なると。それと、任期付き9名のうち来年の4月から2名ということで、最終的には来年の4月には新たに48名の方が決定もしくは一部内定ということで、こういうことで現在の定数では不足が生じますので、今回280名という職員定数に変えさせていただきたいということでの提案でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 大変事業を進めるためには、本当にマンパワー必要だということ、きのうもつくづく感じました。

それで、これは問題ないと思うんですが、こういう任期つきとか他の自治体から来た方たちの泊まる場所というか、生活の場所、今どのようになっていますか、どのように考えてるのか、その辺お聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 主に登米市のアパート、賃貸アパートが主でございます、45名中38名くらいは登米市を含めてそういった近隣のアパートにお住まいをいただいております。それ以外は自宅から通ってる方もございますので、今回おいでいただく28名の方々につきましても、10月1日からそういったアパートが借りられるように、既にそういう貸し主と契約を済ませてございます。

したがいまして、現段階ではおいでいただく方々の宿舎については、不便をかけないように、そういった手配をしてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 登米市から通うのもなかなか大変でないかなと思うんですが、大体家族持ちということでなくて単身で赴任してくるということでしょうか。その辺ちょっと確認して……。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 現在の45名の方のうちアパートにお住まいの方は全て単身でございますけれども、東京都からおいでの方がお一人ご夫婦だと思っておりますけれども、ご一緒に赴任したいということは聞いてございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） いろいろそういう形があると思うんですが、いずれ不自由かけないような方法で、ぜひ皆さんに力を出して仕事してほしいなと思っております。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 私の一般質問の中で、やっぱり人員が足んないんじゃないのかということで町長に質問させていただきました。今回町長部局足んないということで280名までの増員をということなんですが、今後ですね、復旧復興に向けてのマンパワー、即戦力ということで

こういった人数の増員を図るわけですが、今後、復興復旧に向けて遅延とか、そういった順調にいかなかった場合に、また職員の人数改正、こういったことも今後あり得るということでしょうか、その辺いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 定数条例はマックスでございますので、常にその中での定数管理ということになりますので、280名までふやすということではございませんが、今後事業の進捗によりましてどうしてもふやさざるを得ないという場合についても考慮しながら280名という定数をさせていただきました。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 早期の高台移転ということで、なかなかこの後大きい事業が控えています。この前、総務課長に聞いたならば、とりあえず適正化の職員の形でもって進めると。しかしながら、足りない部分は即戦力をマンパワーとして、職員として入れるという話を何回も聞きました。適正、マックスという言葉が出てきますが、やっぱり復興に向けてはまだまだ必要になるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺なかなか見通しとしては難しいんでしょうが、来年度に向けてはこういった体制、またその以降についての増員という可能性的なものはどうなんでしょうか、あるんでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） この高台移転、20カ所近い移転事業とそれから旧市街地の区画整理事業、本当に我々経験したことのない事業でございますので、今後こういった、事業の進捗状況に応じてどういう状況が発生してくるかというのは全くわからないんですね。それで今回提案する人員につきましても、今後半年くらいの中でこれくらい必要だろうということで提案をさせていただいておりますので、今後事業が進むにつれて、さらに人が足りないということは出てくる可能性は大いにあるかと思えます。その時点で、またそういった他の自治体からも含めてそういった要請をしまいたいというふうに思えます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 昨日復興大臣、平野復興大臣が来ましたが、とりあえず被災自治体にはあらゆる手段を講じて、そういった交付金関係を努力して、ぜひ早期の復興を願うと話してましたので、少なかつたらどんどんやっぱり即戦力、マンパワーを、やっぱり町としても職員として受け入れるべきだと思います。

あと、今、総務課長の説明の中で初級の受験者が28人、そして5名だったのが3名の採用、

これは本当にいいことだと思います。できれば地元の人に多くこの職の場が与えられることを私は願っています。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第82号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第83号 東日本大震災による被災事業者に対する財産の無償貸付け
に関する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第4、議案第83号東日本大震災による被災事業者に対する財産の無償貸付けに関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第83号東日本大震災による被災事業者に対する財産の無償貸付けに関する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し、町が当該機構から無償譲渡を受けることとされている施設等について、これを無償で貸し付けることを目的として地方自治法第237条第2項に規定する条例を制定するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 細部説明をさせていただきます。条例案は4ページのほうに載せてございます。

ただいま町長がご説明申し上げましたとおり、東日本大震災で被災した事業者の再建を支援

するためにですね、独立行政法人の中小企業基盤整備機構というところが、これが被災に遭った工場だとかあるいは店舗ですとか事務所ですとか、それらの施設を仮設状態ではございますが、それをつくって、その施設をその事業者に貸し付けると、そういうような法律が昨年できまして、それで現在も事業者が使わせていただいております。

その一覧表が、議案関係参考資料の5ページのほうに利用状況の一覧を載せてございます。現時点でございますが、81の建物で63の事業者が利用させていただいております、これは現在も建設中のものが複数ございます。今後も、もうしばらく続く予定でございます。この施設そのものがですね、この資料の一番右のほうに「使用開始日」とございますが、これが完成して使用を始めた日という、そういうような解釈になりまして、この施設は完成後1年後には独立行政法人の中小企業基盤整備機構から町へ無償譲渡されるという、そういうような内容になっております。

町のほうに所有権が移転された場合に、同じように今使っておられる事業者の方々に、これを無償で貸すという場合には議会の議決を経なければならないという、これが地方自治法のほうに定めてあります。ところが、ごらんのように完成した日が一律ではございまして、一番早いところで来月の13日、それから順次ありますので、これが完成日そのもので町のほうへ譲渡されますので、その日からすぐに無償で貸与していただくとなりますと、その都度議会の議決を経なければならないというのが原則なんでございますが、そうなりますと使用に関しまして、際しまして時差が生じると、そういうことなものですから、この事業によって譲渡されるこの施設に限りまして、今回の条例でもって無償貸与をさせていただきたいと、そういうような内容の提案でございます。

これはあくまでも仮設の建物というか施設ということでございますので、条例案では第4条で「完成後5年間を無償貸与」という、そういうような規制にございますが、あくまでも仮設ということなものですから、できるだけ早く本格復旧のほうを促したいという意味合いもございますが、じゃ仮に5年後、まだ本格復旧しないでこれを使いたい場合どうするんだということになります、その時点で再度期間延長するかですね、あるいはその時点でこれを、まだ使える状態なものですから譲渡をお願いしたいという場合には、改めて議会での審議をしていただくという、そういうようなことになろうかと考えております。

5年間ということでございますが、今後の町の復興によりましては、現在この施設が建っておりますところも道路計画ですとか、あるいはかさ上げの関係で5年を待たないでこれを撤去していただかなければならない場合も出てまいりますので、それは今後の貸与契約書の中

で明確にうたっていきたいと、こう考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） この参加事業者の中でちょっと把握できない部分があるので、よろしかったらその企業、団体名、こういった形のものか教えてください。

3番のNo.3番のSEIコウ業、あとはNo.4番のハマイチ水産、あと同僚から聞いたんですけれども、入谷地区の8番目のアクア環境、これは阿部藤さんがやってるといような形を聞きました。その辺教えてください。

あとは、この間、都計審の中でやっぱりこの話が出たんですが、5年間ここを中小基盤機構、そして町から借りるといような状況ありますが、結局今旭ヶ浦地区に建っている水産業関係の借りてる仮設に関しては、どうしてもやっぱり津波被害を恐れるということで高台に移転したいと、そういった話が出たときに、この商工団地内に第2の商工団地を、ぜひ計画してほしいといような話とそのメンバーの中から出ましたが、今後ですね、そういったこの代替の場所としての町の考え的なものは持っておるのか、その辺2つお願いします。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、この事業者名でですね、No.3番のSEIコウ業、これは船の電装関係の会社でございます。それからハマイチ水産さん、これは従前の伊藤屋さんでございます。それから、8番目のアクア環境さんに関しましては、今議員がお認めのとおりでございます。

それから、第2商工団地といういようなも、現時点では市街地の土地利用計画の中での商工ゾーンということで現時点では考えざるを得ないだろうと、こう考えております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 第2工業団地といういような形のこの代替地としての場所は、まだ町としては復興の中にあつて、まだ考えてないと、今後その辺は検討していくみたいな形で捉えてよろしいんでしょうか。

まあ今後の話だと思ふんですけれども、ただ水産業者は津波の被害を受けた旭ヶ浦地区で5年やっても、その後の事業やるに当たつての形が見えてこないということで、何かこの間そつういった質問がありました。ぜひそつういった対応にも町として応えてほしいと思ひます。

そして、あともう一つだけ課長にお聞きしたいのは、今ここに6月15日までの団体、事業所

が出ていますが、これのほかの申請されてる中小基盤機構の事業というのは、今行って、いつからというものもあるんですか。それあったら、何件あってということをお教えください。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 今施設を建設中のケースが3件ほどございまして、その完成年月日がきちんと何月何日に完成だということまではまだ把握できかねておりますが、その後ですね、この中小企業基盤整備機構へ申し込むことは、今現在も続いておりますし、まだいつまでやめるということではないですから、これから新たに申し込みされるということも可能でございます。

それから、順番逆になりましたけれども、旭ヶ浦地区の加工団地に関しましてはですね、確かに議員が懸念されていることはそのとおりだと思います。リスクを背負いながらというか、ただ従前からあの地域はいわゆる都市計画の区域外でして、ですからそこでどうしても水産加工するだとかとなりますと、海のそばのほうが地理的にいいんだということで、リスクを背負いながらやらざるを得ないということも、これがいいのか悪いのかまた別ですけども、そういうような関係でやっております、それでだめだったら別なところへ移りなさいというのはなかなか簡単に言えるものではないですけども、そういうような状態でございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今課長が事業者の現実的な心の内を言ってくれたと思うんです。やっぱり何千万の機械を設備して、また流されて云々と、その保険を掛けるのも結構大変だということで、やっぱり事業者は現実を考えて今ご商売してると思います。とりあえずこの事業活用して事業始めたいということで今旭ヶ浦地区で事業してる、そういった考えだと私は思います。やっぱりその辺も、今後考慮に入れていただきたいと思います。

あと、ある基盤機構に申請した人の話を聞いたんですが、やっぱり事業的に競合するような場合があった場合には、最初に申請した方がどうしても有利というような形があるんで、それは競合してもやっぱり町にとって必要だと、町で判断して、やっぱり中小企業基盤機構のほうに、ぜひこの事業所は申請どおり受け取ってくださいとか、そういった町からの働きかけも基盤のほうによろしくお願ひしたいと思います。

まだまだこの制度は本当にいい事業だと思います。なかなか再建できない人の場所の確保と、あと町の土地、そういったのを使えると、かさ上げとか、その前までは、そういったことを考えると自分の経費で建物を建てたり借りたりしたらば、やっぱり100万、200万、300万とかかりますから、この制度はもっともっと周知すれば、もっともっとぜひ参加したいという方が出

てくると思います。今後ともよろしくお願いします。

○議長（後藤清喜君） ほかに。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 1つ確認の意味合いもあるんですが、これは中小機構が建築して1年後に町が譲渡を受けるというようなことで、実質借りられる人は6年なのか5年なのかということになるんですが、町は5年間、この条文見ると「工場が完成した日から5年後を限度」となってますよね。ということは、町が貸し出すのは譲渡してから4年なんですか。そういうことなんですか。

ということは、完成、この条文のとおり5年間と、使用し始まってから5年間と、そういうことなんですか。で、その5年後には、これをどう処分するのか。先ほど課長の説明で再度というか延長して、借りたいという人があればそれなりにまた対応するというようなことであるんですが、5年でもういいですよと、あるいは3年でいいですよと、そういう人たちが出た場合は、これを処分といいますか、どのような計画を立てているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 5年、完成後5年といいますけれども、町がそのうちの完成後1年後に町が譲渡されますので、町が貸すのはあくまでも4年という形になりますが、どちらかといえばできるだけ早目に本格復旧してほしいということである程度期限は切らせていただきましたけれども、果たして5年後に本格復旧できることを促しては、促したいんですけども、そうできない場合もあろうかと思います。その場合には期間を延長するだとか、あるいはもしくは譲渡を受けたいという場合ですね、その場合には改めて議会のほうで審議していただくということになろうかと思います。

その前段でもっと前の期間でこれを使わなくなると、そのケースはいろいろあろうかと思いますが、自分で本格復旧するために別なところで本格再開するということですね。あるいは町の復興の関係でそこにかさ上げしなきゃない、あるいは道路をつくらなきゃない、それ以外のいろんな工事をするために、はっきり言えば邪魔になる場合は、これは撤去していただく。そういうことを契約書に盛り込みますし、いずれにしても撤去する場合には、その撤去費用は借りる側の負担でお願いしますという、そういうような契約内容にすることを考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） あのですね、今、契約内容には後の撤去費用は個人、契約者持ちというようなことですが、必ずしも復旧復興なってから、力を蓄えてから、それを撤去する

というような状態にばりならない可能性もあるわけですよ。このままいって苦しい中、撤去しなきゃならないと、そういうときの撤去費用、大分その負担大きくなるのかなと。小さい建物であれば、これはある程度クリアできるのかなとは思いますが、大分大きい建物もあるわけですよ。それで今言ったように邪魔になる可能性のところもあるわけですよ。そういうところを期限、何ていいますか、今使用されている方々が経済的に回復しないうちに撤去してくれというようなことになった場合にですね、ちょっと無理があるのかなというような感じもするんですよ。その場合に何らかの手助けといいますか、そういうことはできないものなのか、そういうところは考えていないのか、その辺お聞かせ願います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、現在借りている方々と中小企業基盤整備機構との契約内容も、さっき申しあげました内容になっておりますし、ですから町のほうも所有権が移転した暁にも、そういうような撤去費用はあくまでも利用者負担が原則という形で考えざるを得ないものだと思っております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 確かに契約にうたっているものですから、そのとおりに今考えているんだろうとは思いますが、そのときになってですね、大変厳しい状況になった場合には、もう少し考えていただくような、そのような配慮も後に必要なのかなと思いますので、そのときが来たらば再度また考えていただきたいなと、そう思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） この4ページ、もちろん4ページですけども、第3条の(1)の後段に「当該事業の用に供していた工場又は事業場が東日本大震災により全壊したもの」とあるんですけども、これは基本的には、そうすると震災前にこのような事業を行っていた人が基本なんですか。それともそれをやっていないくても新たにやる人なんですか。そのところ。これを見ますと前にやっていた方が流されたからやるというふうに書いてあるんですけども、どちらなんでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 第3条の第1項は、従前に同じような事業をやっておられた方ということで規定しておりますが、第2項のほうで「第1項に規定するもののほか町の産業の振興あるいはその雇用の拡大等に資するものとして町長が認めたもの」ということですので、例えば実際にはやっておらなかったんですが、その準備を進めておられた方ですとか、あるい

は具体的に言いますと商工会だとかがそこに一緒に行ってですね、産業振興だとかのために使うことも想定しているという、そういうような内容でございます。まるっきりその意思がなくて、やる準備も何もしてなくてですね、それからそういう意思もなくて、この機会だから私もやりましようとなると、また話は別になるかと思います。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） わかりました。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回提案されましたこの条例なんですけれども、これはあくまでも建物を町が受領して、それを再度今使われている方々に対する貸し付けの期間とかいろいろと項目にうたってありますけれども、これの条例を制定するという事なんです。で、基盤機構と今やられてる事業者の方々との契約内容といいますかね、それは役場のほうでは持っているんですけども、我々は一切わからないわけなんです。どういう状況の中で条項といいますかね、契約条項がどうなっているのか私たちはわからない。できればそれも私たちに提示していただきたいということなんです。

といいますのは、先ほど高橋議員が話をされましたように、やはり条項だけじゃなく、町としてもきちんとそういった今後の5年後、あるいはこれを撤去して新しく事業をする方、復興しましてね、そういった方々に対する町の対応というものを明確にうたっていかなければならないんじゃないかなというふうに思うんですね。機構と事業者たちが契約結んでっから、それでいいんでなく、今度は町の財産としてあるわけですから、町と使用する事業者の人たちとの条項というものもきちっとやっぱり整備をしていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 実は現時点ではですね、所有権はまだ中小企業基盤整備機構のほうにありまして、これは町が中小企業基盤整備機構からお借りして、それを又貸ししているという、そういうような形をとっております。現時点ではですね。それで、実際に使っておられる方と町との間で個別に今言われたそういうような契約を結びながらやっております、先ほど申しました、その間に何かで撤去しなきゃないだとか、あるいは今後撤去しなきゃないというときに、そういうような条項でもって契約を結んでおるものですから、これをそのまま踏襲したいと、こう考えておるところでございます。

ひな形はあるんでございますが、1件1件ごとに……（発言者あり）そういうひな形がござ

いますので、後ほどそれをご提示させていただきたいと思いますが、それによろしゅうございますか。そういう形でございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） それにつきましては、後日でよろしいです。

ただ、5年後、それを撤去する費用とかですね、いろいろ問題が生じてくるわけですよ。そのときになって条項が自分で、処理費は自分で持たなければならないというようなことになっているわけですが、それを何とか町のほうで考えてほしいという意見もあるものですから、それを新たにですね、条項は条項としてありますけれども、町が今度はそれを取得して、1年後にはね、その事業者に無償で貸し付けするんですから、その際に、これはあくまでも貸し付けする条項の中にでもいいですから、5年後撤去する際、撤去費用については半分持つとか、町が半分負担するとか、いろいろな方法があると思うんですよ。それをきちんとこれから打ち出していったほうがいいということ言ってるんです。その辺の考えはいかがでしょうかということ。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 確かに今議員がおっしゃられるようにですね、実際に撤去するとなればですね、先ほどの高橋兼次議員のご指摘にもあるようにそう相応の負担がかかるかと思えます。今回提案しておりますのは、貸し付けてよろしいかということなものですから、今議員がおっしゃいましたように、これを実際に今度は町の所有としてお貸しする際には改めて契約を結び直しますので、その条項が現在の契約の条項とすっかり同じでなければならないということだけではございませんので、それに関しましてはですね、今度は契約する際にまた内部でその辺のところは調整しながら、今議員が指摘されたとおりになるかどうかはまた別ですが、その辺も踏まえて検討して契約条項を決めたいと、こう考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第83号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第84号 町有林樹木の売払いについて

日程第6 議案第85号 町有林樹木の直営生産事業代行委託について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第84号町有林樹木の売払いについて、日程第6、議案第85号町有林樹木の直営生産事業代行委託についてをお諮りいたします。

以上、2案は関連がありますので、一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第84号町有林樹木の売払いについて、及び議案第85号町有林樹木の直営生産事業代行委託についてをご説明申し上げます。

町有林樹木の売り払いにつきましては、南三陸町森林施業計画に基づき直営林の収入間伐に伴う売り払いを行うに当たり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

あわせて、当該町有林の素材生産事業と販売を南三陸森林組合に代行委託することについて南三陸町林野条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） それでは、議案第84号並びに議案第85号に係る細部説明をさせていただきます。この説明に係る参考資料といたしまして議案説明資料の中の6ページ・7ページのほうに地図をつけておりますので、どうぞ参考にごらんいただきたいと思えます。

本案につきましては、森林の適正管理を推進するために森林整備計画並びにその施業計画に

基づきまして収入間伐事業を実施するものでございます。事業箇所といたしましては、入谷入大船沢241-197、林際450-2、歌津字白山9-1、歌津字上沢77-1の4カ所・8小林班で
ございます。

林齢はごらんのとおり37年から63年生までの、樹種は杉でございます。面積は合計で7.39ヘクタールでございます。職員ほうで森林組合と現地の測量調査を実施いたしまして材積を出しておりますので、合計で申し上げさせていただきます。立方での合計は1,097立方メートル、石数では3,949.2石でございます。総材積の計算をいたしますと、石数で申し上げまして1万8,000石ほどの山林でございますが、これに本数当たりで30%から場所によって37%ほどの間伐を加えまして売り払い材積が3,949.2となりますので、素材の間伐率として見ますと21.6%
でございます。

予算のほうは、当初予算の中で既に入大船沢と白山と上沢3カ所分について概算で計上させていただいておりましたが、今回、林際の山林を加えまして今議会の予算で補正をさせていただきます。事業全体での売り払いの合計は、収入合計の見込みは1,283万9,000円、費用のほうの合計は1,058万6,000円で差し引き利益は225万2,000円の見込みでございます。これは昨今の共販価格の推移を参考にいたしまして、石単価4メートルもので2,800円という設定で計画をさせていただきます。

以上、計画的な森林整備のため、よろしくご決定いただきたいと思います。

あわせて、議案第85号につきましては、その事業を安全かつ効率的な生産事業代行として進めるため町の森林行政に精通いたしております南三陸森林組合に委託するものでございますので、あわせてよろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この提案理由の1つとして南三陸町の森林施業計画に基づきというようにお話がありまして、この施業計画案なんですけれども、たしか5年に一遍ですか、見直しだと思っております。この今はどの段階にあるのかですね、いつ見直しになるのか、その計画書ができているのかどうか、その辺のところは第1点です。

それから、売り払いの関係で諸経費を引くと手取りが1,000万以上の売り上げで経費も1,000万、手取りが200万ちょっと。先般、我々産業建設常任委員会、我が町の森林組合に所管事務調査で行ってまいりましてね、町内の町民の方々、どうも木を売るに当たって森林組合の手取りがさっぱりないんだというような町民の方々が多いんだが、それを森林組合としてどう捉え

て今後の運営をしていくんだというようなお話をさせてもらいました。正直なところ、実際皆さんそう思ってますよね。それらも森林組合の方々も職員の方、役員の方々おわかりのようですね、その辺はきちんとこれから改革をしていくというようなお話をされましたので、どのような改革をするか、これからのことでありますからわかりませんが、どうなのでしょう。一般の民間の会社に委託したのと森林組合に委託したものの差というものは幾らぐらい見てるのか、町として、どっちがいいのか、収入の額からしてみればですよ。先ほど参事のほうから「精通してる」という言葉で森林組合に頼むということなんですが、一般企業の方々も精通してますよね、その辺のところの考え方、どうなのでしょう。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の施業計画の更新の計画年次でございますが、施業計画は現在計画されているものが今年度まで、平成24年度までの計画となっておりまして、実は今年度この後新たに出た新林法の改正に伴って出ております経営計画という新たな計画を立てる必要になっております。

第2点目の森林組合に委託した場合の費用と、それから民間との費用の比較ということでございますが、正直森林組合のほうの費用といえますのは国の補助金を当てはめて正規の制度の中で設定されているということから、保険料でありますとか雇用者に係る安全対策という費用が正直かかっているものですから、高くなっているのかなということが一般に言われております。

一般の事業者の価格という部分につきましては、事業者それぞれの機械の整備でありますとか、山林の事情などによって価格、直接金額での比較はできませんが、町といたしましては、やはり制度にのっとって、補助事業なども使って、最終的には国の監査や会計検査なども受けますので、そういった意味で森林組合にお願いするということにいたしているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この事業の時期ですね、これいつごろまでに終わらせるのかですね、いろいろと伐採する時期によって値段も違うといえますか、あるかと思うんですけれどもね。

といいますのは、今、森林組合さん大変お忙しいんですよ。草刈りからいろんな事業のほうもやられておるようですね、だからそういうところでまた町で委託して大丈夫やれんだべがという心配もあるわけですよ。肝心の草刈りなんかも今度は延びないかとか、町民の方々非

常に困るわけなんでね、委託することはいいんです。町内の方々働いておりますからね。ただ、事業面でパンクしませんかね、何もかにも森林組合森林組合ってやられていって大丈夫ですか。その辺あたりなんか心配になってきてんですがね、いかがでしょう。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） ご指摘のとおり、いろんな事業が震災を絡めて大変多くなっているのは現状でございます。

ただ、年度当初からこの整備の計画につきましては、森組と計画を進めてきておりますので、今段階におきましては年度内事業として進めたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 前者に重複しますけれども、確認を兼ねてお伺いします。

この収入間伐はいいんですけれども、道路整網がなっておるのか、この4カ所ね。それと、もう一つ、この石単価、現況ではこのぐらいの単価かなという解釈をしているんだけど、それからあと森林組合を窓口として地元事業者を部分林とか、私らも歌津地区でもお世話になった、そういう形で行われるのか。震災によりまして森林組合、今かなり多忙をきわめていると思うんです。その辺の内容というか、もう一度改めてお答えをしていただきます。わかりますか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 搬出路とかそういった部分のことでございますが、林際、今回行う追加いたしましたところは県道172号線、羽沢線の登米町、登米に向かって……失礼しました。

まず、入大船沢から申し上げます。失礼しました。県道172号線の羽沢線、登米に向かって左側の谷の下ですので、道路のすぐそばということでご理解いただけるかと思えます。

それから白山は、こちらは国道から少し入りますが、車でそのまま入れる場所に現場がございます。周りは牧草地で町有地になっておりますので、搬出路につきましても問題ない場所でございます。

それから、上沢につきましては、伊里前川沿いで川を上流に見て左側、面積は余り大きくございませんが、この今回の計画地のすぐ隣を民間で今伐採始まるばかりのところ、道路的にも接続がございます。弥惣線も同様に、林際も同様に林際から弥惣を越えていく県道233号を鱒淵に抜ける道路ですけれども、道路際ということで、それぞれ搬出路につきましては経費のかからない山を選んで計画をさせていただいてるつもりでございます。

それから、石単価につきましては、ご案内のとおり季節によってもいろいろ変わったりするんですが、昨年から見ると100円から200円ぐらいの幅で若干少し高目かなというようなことで見ておまして、そういった単価をもとに見込んでおります。

森林組合の状況につきましては、最初に申し上げましたが、なかなか、さまざまな事業はございますけれども、何とかそれで当初からの打ち合わせをしておりますので、それで進めていただけるのかなというふうに見ているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 大体のところは理解できるんですけども、ちょっと厳しい言い方してもいいですかね。森林組合ですね、窓口いいんですけども、言わせる人に言わせるとこの材積ですか、甘いって言う方もいるんですよ。そこら辺前にも指摘したと思うんですけども、担当課のほうで毎木調査等の手伝いというのはなかなか難しいかなと思うんですけども、どうですか、その辺。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 担当が参りましてあくまで町が主体となってプロット調査など実施しておりますので、現地のほう確認させていただいて進めておりますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 関連で伺いますけれども、昨年より東北緑化さんより寄附いただいて松、杉ですかね、それなりの計画を、予算を立てて施行したんだろうと思ひますけれども、あくまでも見積もりですから、経費、それら石数ね、その辺の見積もりと結果ですね。決算といいますか結果といいますか、それらがどのような結果に出たのかですね。終わっていると思ひますので、なかなか木材難しいんです、石数の見積もりとかそれらで。これは何でも予算とるには同じだろうと思ひますけれども、いかに誤差がなく施行できるか、これ各課長たちの腕次第でもあるからね、それが1点でございます。

それから、今回の84号、85号なんですけれども、ただいま詳しく課長が説明をいたしましたね、前者いろいろ伺ってるわけですけども、ざっと見て大体4,000石、7.39ヘクタールで4,000石だと、それであらゆる経費を引いて225万が残るんだというような説明なのかなと思ひますけれども、それは全ての経費が、例えば毎木調査、全ての調査がなされたものかどうかですね。間伐で1,000石50万、ざっと計算して1,000石50万だ。それでも黒字になれば、なんだからいいのかなと思ひますがね、私はね、このような内容じゃ黒字、今のままでは黒字になら

ないんじゃないかと思って心配して聞いてんですけども、綿密に計算したんでしょうから。私たちは、この結果でなかなか見積もり、最初の計画は説明されてもね、なかなか結果が余り見えてこないもんだから、緑化の当初の計画と結果について説明をしていただきたい。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 東北緑化の売り上げといたしますか、販売の実績につきましては、大変申しわけございませんが、ちょっと手元でまだ整理がついてないもんですから、後ほどご報告をさせていただくということでご容赦をいただきたいと思っております。

それで、現在の木価の値段について、それだけで積算しますと確かになかなか黒字というのは難しいのが現状でございます。今回の補正予算の中でもちょっと後ほどご説明をしなくちゃいけないんですけども、補助金が入って町の事業として黒字の事業を計画しているような状況でございます。それもちょうと当初見込んでいたよりも若干下がってきているような傾向なもんですから、ご指摘のとおり全体的には非常に厳しい状況になってございます。

それを補填するようなご説明として申し上げれば、国のほうでは団地化をいたしまして個人個人の山の事業に補助事業を従来は当てはめようとしていたんですけども、30町歩から50町歩ぐらいの大きな個人の山も含めて作業道をつけて、そしてそれらを面的に効率のよい搬出をすることによって経済効果を上げられるような、そういった事業の進め方を事業として、制度として出しておりますので、それが今度つくられる経営計画の中で具体的にしていこうとするものでございます。今後もそういった意味で効率的な森林経営に努めたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 昨年から繰り越しの東北緑化さんが、まだ結果わからないということですけれども、これらはやっぱり重要なんですよ。今回このような施業計画にのっとって間伐事業を、これだけの面積をやるんですから、そこら辺が課長、何でもすばらしくできる課長だと私信用してんですけども、このような事案が出るということはね、必ず出るんですよ、こういうことが。これを参考、これらを参考にしてこの事業を行うべきだと思いますよ。

それから、補助の件、それらもね、やはり最初から説明する必要があると思うんですよ。これは補助含んでんですね。それでは補助を含んで、そうすると調査費、それらも全部含んでると補助は幾らですか。いつわかりますか。このなに、緑化のほうは今出てんでしょう。しっかり出てんでしょう、去年からのやつだから。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） まず、補助金のほうでございますが、1へ

クタール当たり置きかえますと23万円、約23万円ということでの見込みといたしますか、計画でございます。

ご指摘のとおり、申しわけございません。23年度の事業として、失礼しました。済みません。東北緑化の山林の事業につきましては、24年度に繰り越してございますので、申しわけありませんが、今回の決算に出てこないということで、後ほどそれはお示しをさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 決算に出てない、今回あのね、決算に出るんでしょうから、出ないんですか。繰り越し、決算にも出ないですか。決算に出るとか出ないとか別としてね、現時点でそれがまだ全て事業が完了してるわけですから、支払いすべきものはしたろうし、いただくものはいただいたと思っておりますが、そこもまだいただかないし払わないしですか、その辺がどういうことになってるのか。簡単なんです。払った分と、いただいた分から払った分差し引けば利益が何ぼだとか、赤字何ぼなっとなが、当初は3,500石に見ただけけれども4,000石出たとかね、2,000石しか出ないとか、難しいことじゃないので、それらは調べておいたほうが良いかと。わかればですね、後で資料でも出してください。払ったんですか、まだ払わないんですか。

それから23万、1ヘクタールね、間違いないですか。そうすると100万ならないですよ、今回の事業での補助は。今回は7ヘクタールか、そうか、100何ぼ、百五、六十万ね。そうすると、この220万から百五、六十万が補助だということになってくると幾らだ。60万、60万ぐらいか、五、六十万、間違いないですね。とにかく補助がなくとも赤字ではないんだというような解釈でよろしいですか。補助がなくともですよ、今回ですよ、今回の事業、今回の、23万という話ですから、1ヘクタールね、もうちょっと多いんじゃないかな。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 経費の内容、経費といたしますか、積算の内容はですね、補助金が171万を見込んでございますので、収入額全体に占める補助金と比較すれば補助金がなくとも黒字になるという計画でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第84号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第84号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第85号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日は、議事の関係上これにて延会することとし、明14日、東日本大震災対策特別委員会終了後本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明14日、東日本大震災対策特別委員会終了後本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後3時38分 延会